事　務　連　絡
平成２６年４月４日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部補償課
労災保険審理室長

中央労災補償訟務官の担当労働局の通知及び
新任訟務担当者事務指導の実施について

平成２６年度における中央労災補償訟務官の担当労働局については、別紙１のとおりであるので、今後の訴訟追行に当たっては、各担当の中央労災補償訟務官と密接な連携を図られたい。

また、係争中の訴訟案件を有する労働局の新任訟務担当者については、期日に迅速に対応するため、別紙２により事務指導を行うこととするので、担当者の出席について配慮願いたい。

別紙１

中央労災補償訟務官の担当労働局一覧

○ 菊池　宏二（内線：5579　メール：[redacted]）
北海道局、青森局、岩手局、宮城局、秋田局、山形局、福島局、茨城局、栃木局、群馬局、埼玉局、千葉局、東京局（訟務官３名で分担）、神奈川局

○ 角南　巌（内線：5578　メール：[redacted]）
東京局（同上）、新潟局、富山局、石川局、福井局、山梨局、長野局、岐阜局、静岡局、愛知局、三重局

○ 金沢　淳二（内線：5577　メール：[redacted]）
滋賀局、京都局、大阪局、兵庫局、奈良局、和歌山局

○ 矢野　総一郎（内線：5579　メール：[redacted]）
東京局（同上）、鳥取局、島根局、岡山局、広島局、山口局、徳島局、香川局、愛媛局、高知局、福岡局、佐賀局、長崎局、熊本局、大分局、宮崎局、鹿児島局、沖縄局

別紙２

新任訟務担当者事務指導

４月１４日（月）　　労働基準局第二会議室（中央合同庁舎５号館１６階）
　１０：３０～１２：００　　訴訟実務講義（出席者全体：金沢訟務官）
　１３：００～１７：００　　個別事案の協議（担当訟務官別）
　＜出席労働局（２２名）＞
　　福島(2)、栃木(2)、群馬(1)、埼玉(1)、神奈川(1)、新潟(1)、山梨(1)、岐阜(1)、静岡(1)、愛知(2)、滋賀(1)、京都(1)、大阪(2)、兵庫(2)、岡山(1)、山口(1)、佐賀(1)

４月１５日（火）　　労働基準局第二会議室（中央合同庁舎５号館１６階）
　１０：３０～１２：００　　訴訟実務講義（出席者全体：菊池訟務官）
　１３：００～１７：００　　個別事案の協議（担当訟務官別）
　＜出席労働局（２３名）＞
　　北海道(2)、青森(1)、秋田(1)、山形(2)、千葉(2)、東京(2)、福井(2)、長野(2)、三重(1)、広島(2)、香川(1)、福岡(2)、熊本(1)、沖縄(2)

注）括弧内は出席依頼人数

平成26年4月
労災保険審理室

訟務事務の基本的な事項等(レジュメ)

1　判決の動向

2　法務局との連携

3　訴訟追行に当たっての留意事項
（1）　一審の重要性

（2）　証拠等の読み込み及び事実関係の把握

（3）　関係法令、認定基準、医学的知見(専門検討会報告書の内容)についての理解

4　労災保険審理室との連携
（1）　新規提訴時の協議等

（2）　共同処理事案

（3）　判決前後の対応

5　組織的対応

平成２６年度
新任訟務担当者事務指導 資料

平成２６年４月

厚生労働省労働基準局労災補償部
補 償 課 労 災 保 険 審 理 室

目　　次

○行政事件訴訟法（抄）　・・・　5

○労災保険給付等に係る訴訟のあらまし（抄）
　第１部　訴訟制度の概要　・・・　8

　第２部　訴訟手続のあらまし　・・・１９

○労働基準局報告例規
　補５０３　労災保険に係る訴訟に関する報告　・・・３３

　補５０４　労災保険の情報の速報　・・・３３

○裁判関係、訴訟業務用語（参考）　・・・３５

○関係通達等
・労災補償業務の運営に当たって留意すべき事項について　・・・３９
（平成２６年２月４日付け基労発０２０４第１号）

・労災保険に係る訴訟に関する対応の強化について　・・・４１
（平成２２年８月４日付け労災保険審理室長事務連絡
（平成２３年７月１１日付け改正））

・当面の訴訟追行に当たって留意すべき事項について　・・・４７
（平成２０年４月１０日付け労災保険審理室長事務連絡）

・労災保険に係る訴訟に関する応訴方針等について　・・・５７
（平成１７年３月３０日付け労災保険審理室長事務連絡）

行政事件訴訟法（抄）

（この法律の趣旨）

第１条　行政事件訴訟については、他の法律に特別の定めがある場合を除くほか、この法律の定めるところによる。

（行政事件訴訟）

第２条　この法律において「行政事件訴訟」とは、抗告訴訟、当事者訴訟、民衆訴訟及び機関訴訟をいう。

（抗告訴訟）

第３条　この法律において「抗告訴訟」とは、行政庁の公権力の行使に関する不服の訴訟をいう。

２　この法律において「処分の取消しの訴え」とは、行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為（次項に規定する裁決、決定その他の行為を除く。以下単に「処分」という。）の取消しを求める訴訟をいう。

３　この法律において「裁決の取消しの訴え」とは、審査請求、異議申立てその他の不服申立て（以下単に「審査請求」という。）に対する行政庁の裁決、決定その他の行為（以下単に「裁決」という。）の取消しを求める訴訟をいう。

（以下略）

（この法律に定めがない事項）

第７条　行政事件訴訟に関し、この法律に定めがない事項については、民事訴訟の例による。

（処分の取消しの訴えと審査請求との関係）

第８条　処分の取消しの訴えは、当該処分につき法令の規定により審査請求をすることができる場合においても、直ちに提起することを妨げない。ただし、法律に当該処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ処分の取消しの訴えを提起することができない旨の定めがあるときは、この限りでない。

２　前項ただし書の場合においても、次の各号の一に該当するときは、裁決を経ないで、処分の取消しの訴えを提起することができる。

1. 審査請求があつた日から３箇月を経過しても裁決がないとき。
2. 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
3. その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

３　第１項本文の場合において、当該処分につき審査請求がされているときは、裁判所は、その審査請求に対する裁決があるまで（審査請求があつた日から３箇月を経過しても裁決がないときは、その期間を経過するまで）、訴訟手続を中止することができる。

（原告適格）

第９条　処分の取消しの訴え及び裁決の取消しの訴え（以下「取消訴訟」という。）は、当該処分又は裁決の取消しを求めるにつき法律上の利益を有する者（処分又は裁決の効果が期間の経過その他の理由によりなくなつた後においてもなお処分又は裁決の取消しによつて回復すべき法律上の利益を有する者を含む。）に限り、提起することができる。

（取消しの理由の制限）

第10条　取消訴訟においては、自己の法律上の利益に関係のない違法を理由として取消しを求めることができない。

２　処分の取消しの訴えとその処分についての審査請求を棄却した裁決の取消しの訴えとを提起することができる場合には、裁決の取消しの訴えにおいては、処分の違法を理由として取消しを求めることができない。

（被告適格等）

第11条　処分又は裁決をした行政庁（処分又は裁決があつた後に当該行政庁の権限が他の行政庁に承継されたときは、当該他の行政庁。以下同じ。）が国又は公共団体に所属する場合には、取消訴訟は、次の各号に掲げる訴えの区分に応じてそれぞれ当該各号に定める者を被告として提起しなければならない。

1. 処分の取消しの訴え　当該処分をした行政庁の所属する国又は公共団体
2. 裁決の取消しの訴え　当該裁決をした行政庁の所属する国又は公共団体

２　略

３　略

４　第１項又は前項の規定により国又は公共団体を被告として取消訴訟を提起する場合には、訴状には、民事訴訟の例により記載すべき事項のほか、次の各号に掲げる訴えの区分に応じてそれぞれ当該各号に定める行政庁を記載するものとする。

1. 処分の取消しの訴え　当該処分をした行政庁
2. 裁決の取消しの訴え　当該裁決をした行政庁

５　第１項又は第３項の規定により国又は公共団体を被告として取消訴訟が提起された場合には、被告は、遅滞なく、裁判所に対し、前項各号に掲げる訴えの区分に応じてそれぞれ当該各号に定める行政庁を明らかにしなければならない。

６　略

（管轄）

第12条　取消訴訟は、被告の普通裁判籍の所在地を管轄する裁判所又は処分若しくは裁決をした行政庁の所在地を管轄する裁判所の管轄に属する。

2　略

3　略

4　国又は独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人若しくは別表に掲げる法人を被告とする取消訴訟は、原告の普通裁判籍の所在地を管轄する高等裁判所の所在地を管轄する地方裁判所（次項において「特定管轄裁判所」という。）にも、提起することができる。

5　略

（出訴期間）

第14条　取消訴訟は、処分又は裁決があつたことを知つた日から6箇月を経過したときは、提起することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

2　取消訴訟は、処分又は裁決の日から1年を経過したときは、提起することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

3　略

（請求の客観的併合）

第16条　取消訴訟には、関連請求に係る訴えを併合することができる。

2　略

（原告による請求の追加的併合）

第19条　原告は、取消訴訟の口頭弁論の終結に至るまで、関連請求に係る訴えをこれに併合して提起することができる。

（以下略）

（取消判決等の効力）

第32条　処分又は裁決を取り消す判決は、第三者に対しても効力を有する。

2　略

第33条　処分又は裁決を取り消す判決は、その事件について、処分又は裁決をした行政庁その他の関係行政庁を拘束する。

2　略

（参考）労働者災害補償保険法（抄）

（不服申立ての前置）

第40条　第38条第1項に規定する処分の取消しの訴えは、当該処分についての再審査請求に対する労働保険審査会の裁決を経た後でなければ、提起することができない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

1. 再審査請求がされた日から3箇月を経過しても裁決がないとき。
2. 再審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるときその他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

労災保険給付等に係る訴訟のあらまし
（抄）

厚生労働省労働基準局労災補償部
補償課労災保険審理室

第１部　訴訟制度の概要

Ⅰ　労災保険給付等に係る訴訟制度の概要

1　訟務制度

国が当事者となっている訴訟事務を専門的に所掌する行政機関を特別に設けて、各省庁の所掌事務に関する訴訟事務をそこに集中させ、国として統一的・一元的に処理する制度が訟務制度である。

我が国では、国の利害に関係のある訴訟に関する事務が法務省の所掌事務とされ（法務省設置法§４㉛）、また、権限法により、法務大臣にこれらの訴訟についての統一的・一元的な処理の権限を付与する制度が採用されている。

したがって、国の行政庁が行った行政処分の取消訴訟又は国家賠償請求訴訟等が提起されると、法務大臣は、国を代表し、その所部の訟務担当職員及び所管行政庁の職員を代理人に指定して訴訟の追行（「追行」という用語については、民訴法２条の規定において定められている。）に当たることとされている。

権限法によれば、国の利害に関係のある訴訟は、①国を当事者又は参加人とする訴訟（権限法§１）、②行政庁を当事者又は参加人とする訴訟（権限法§５Ⅰ）、③権限法７条所定の訴訟及び④権限法９条所定の訴訟に分類できる。このうち、①が代表的なものであり、また、これらの訴訟は労災保険給付等についての処分又は裁決（以下「処分等」という。）に対して提起されることがあるので、以下に説明する。

2　国を当事者又は参加人とする訴訟（権限法§１・２）

国を当事者又は参加人とする訴訟とは、例えば私人に対して損害賠償を請求する等の債権管理関係訴訟、国家公務員の不法行為等に基づく国家賠償請求訴訟等、国がその公権力の作用と直接関係のない活動分野における法律関係について争う訴訟である。国を当事者又は参加人とする訴訟のほとんどは民事訴訟であり、国家賠償請求訴訟は、民事訴訟として扱われる。また、国を当事者とする訴訟には、①国の公権力の行使自体を争うもの、②刑事補償の請求は含まれない。

労災保険給付等に関連するものとしては、例えば行政庁の職員が適切な指導を行わなかったことにより保険給付の支給を受ける機会を失った、不支給処分を受けたことにより精神的損害を被ったなどと主張する者が、国に損害賠償等を求める訴訟を提起するものが挙げられる。

国を当事者又は参加人とする訴訟については、法務大臣が国を代表し、法務大臣は、その所部の職員を代理人に指定し、又は弁護士を訴訟代理人に選任して、それらの訴訟を行わせる。

なお、法務大臣は、紛争の対象となっている事務を所管する行政庁の職員を代理人指定して、その訴訟を行わせることができるものとされているので、実際の事件の処理においては、法務省の職員と所管行政庁の職員が共に指定代理人となって事件の処理に当たるのが通例である。

3　国を被告とする訴訟又は行政庁を当事者若しくは参加人とする訴訟（権限法§５）

一般に、行政庁とは、国や地方公共団体といった行政主体のために、その意思・判断を決定し、これを外部に表示する権限（処分権限）を有する行政機関（例えば厚生労働大臣、労働局長、監督署長）のことをいう。これらの行政庁が行った処分等に不服がある場合には、国や地方公共団体等の行政主体を被告として訴えを提起しなければならないとされている（行訴法§11Ⅰ）。

行政庁を当事者とする訴訟とは、通常、行政事件訴訟をいう。行政事件訴訟とは、公法上の法律関係に関する訴訟を意味する。行訴法によれば、行政事件訴訟とは、抗告訴訟、当事者訴訟、民衆訴訟及び機関訴訟とされ（行訴法§２）、典型的なものは、行政庁の公権力の行使に関する不服の訴訟である「抗告訴訟」であり、例えば労災保険給付に関する監督署長の決定に不服のある者が、その決定の取消しを求めるもの（以下「労災取消訴訟」という。）がこれに当たる。

平成17年４月１日付けで施行された改正行政事件訴訟法において、「義務付けの訴え」及び「差止めの訴え」が抗告訴訟の一類型として定義された（行訴法§３）。

国の行政庁を当事者又は参加人とする訴訟については、当該行政庁がその所部の職員を代理人に指定し、又は弁護士を訴訟代理人に選任して行わせることができる（権限法§５）。

しかし、行政庁は、それらの訴訟について法務大臣の指揮を受けるべきものとされ、また、法務大臣は、必要があると認めるときは、それらの訴訟について訟務部局の職員を代理人に指定し、又は弁護士を訴訟代理人に選任して行わせることができる。

実際の事件処理においては、法務局又は地方法務局（以下「法務局等」という。）の職員と行政庁の職員が共に指定代理人となって事件の処理に当たるのが通例である。

4　処分の取消しの訴えと再審査請求との関係

処分の取消しの訴えと再審査請求との関係について、行訴法では、「処分の取消しの訴えは、当該処分につき法令に基づき審査請求ができる場合においても、直ちに処分の取消しの訴えを提起することを妨げない」（自由選択主義）とされているが、「法律に当該処分についての裁決を経た後でなければ処分の取消しの訴えを提起することができない旨の定めがあるときは、この限りではない」（不服申立前置主義）とされている（行訴法§８Ⅰ）。

労災保険法は不服申立前置主義を採用しており、労災取消訴訟は、原則として当該処分についての再審査請求に対する労働保険審査会の裁決を経た後でなければ、提起することができない（労災保険法§40）。ただし、次のア、イのいずれかに該当するときは、この限りではない（労災保険法§40①、②）。

ア　再審査請求がされた日から３か月を経過しても裁決がないとき。

なお、審査請求をした日から３か月を経過しても決定がないときは、再審査請求をすることができることから、審査請求後約６か月経過の時点で提訴が可能である（労災保険法§38Ⅱ）。

イ　再審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるときその他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

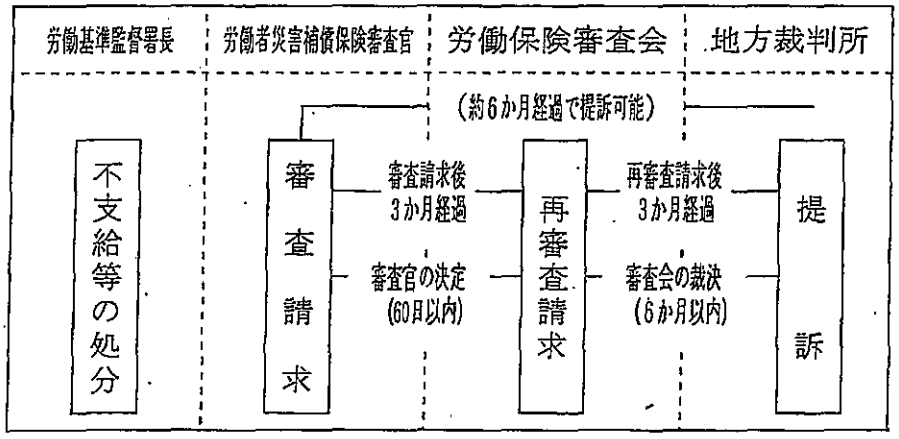

○国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律（抄）

第一条　国を当事者又は参加人とする訴訟については、法務大臣が、国を代表する。

第二条　法務大臣は、所部の職員でその指定するものに前条の訴訟を行わせることができる。

2　法務大臣は、行政庁（国に所属するものに限る。第五条、第六条及び第八条において同じ。）の所管し、又は監督する事務に係る前条の訴訟について、必要があると認めるときは、当該行政庁の意見を聴いた上、当該行政庁の職員で法務大臣の指定するものにその訴訟を行わせることができる。この場合には、指定された者は、その訴訟については、法務大臣の指揮を受けるものとする。

第三条　前条の規定は、法務大臣が弁護士を訴訟代理人に選任し、第一条の訴訟を行わせることを妨げない。

第四条　法務大臣は、国の利害又は公共の福祉に重大な関係のある訴訟において、裁判所の許可を得て、裁判所に対し、自ら意見を述べ、又はその指定する所部の職員に意見を述べさせることができる。

第五条　行政庁は、所部の職員でその指定するものに、当該行政庁の処分（行政事件訴訟法第三条第二項に規定する処分をいう。）又は裁決（同条第三項に規定する裁決をいう。）に係る同法第十一条第一項（同法第三十八条第一項（同法第四十三条第二項において準用する場合を含む。）又は同法第四十三条第一項において準用する場合を含む。）の規定による国を被告とする訴訟又は当該行政庁を当事者若しくは参加人とする訴訟を行わせることができる。

2　前項の訴訟に係る行政庁の上級行政庁の職員は、同項の規定の適用については、当該行政庁の所部の職員とみなす。

3　第一項の規定は、行政庁が弁護士を訴訟代理人に選任し、同項の訴訟を行わせることを妨げない。

第六条　前条第一項の訴訟については、行政庁は、法務大臣の指揮を受けるものとする。

2　法務大臣は、前条第一項の訴訟について、必要があると認めるときは、所部の職員でその指定するもの若しくは訴訟代理人に選任する弁護士にその訴訟を行わせ、又は同項若しくは同条第三項の規定により行政庁の指定し、若しくは選任した者を解任することができる。

Ⅱ　訟務体制

1　指定代理人制度

(1)　指定代理人制度

国、行政庁を当事者又は参加人とする訴訟の特徴は、私人間の訴訟に比較すると、大型化する傾向が強く、事件の内容も専門的な行政の分野に関するものであることが多い。加えて、事件数も相当多数になるので、民事訴訟の一般原則によって本人（法務大臣、行政庁）が、出廷したり、個々の事件ごとに弁護士を選任して訴訟を追行していくのでは、専門性を生かした事件処理や統一的で適正かつ迅速な事件処理ができなくなるおそれがある。そこで、権限法によって指定代理人制度が設けられている。

指定代理人制度の存在理由は、おおむね次のとおりである。

① 大量の事件を行政目的にかなった統一的方針の下に処理できること。

② 大量の事件を適正・迅速に処理できること。

③ 所管事務についての専門家を訴訟上でも活用できること。

権限法によれば、国を当事者又は参加人とする訴訟については、法務大臣が国を代表し、法務大臣は、その所部の職員又は行政庁の職員を代理人に指定して行わせることができるものとされ（権限法§２、§９）、行政庁を当事者又は参加人とする訴訟については、行政庁又は法務大臣が、それぞれの所部の職員を指定して訴訟を行わせることができるものとされている（権限法§５Ⅰ、§６Ⅱ、§９）。

このように、国、行政庁を当事者又は参加人とする訴訟において、法務大臣又は行政庁のために、その所部の職員の中から指名されて訴訟を追行する代理人を、指定代理人と呼んでいる。

実際の事件の処理においては、国を当事者又は参加人とする訴訟においても、また、行政庁を当事者又は参加人とする訴訟においても、訟務部局の職員と所管行政庁の職員が共に指定代理人となって事件の処理に当たるのが通例である。

なお、権限法３条、５条３項、６条２項により、法務大臣又は行政庁は、弁護士を訴訟代理人に選任して、国又は行政庁の訴訟を行わせることができるが、これらの規定によって選任された弁護士を「選任弁護士」と呼んでいる。

選任弁護士は、①訟務部局のみでは対応しきれない事件を処理するため、②比較的短期間で人事異動する行政庁側の指定代理人に代わって、長期に及ぶ事件の経緯を把握し訴訟の継続性を保つため、③専門的知識・経験を生かして訴訟処理の万全を期すために選任される。

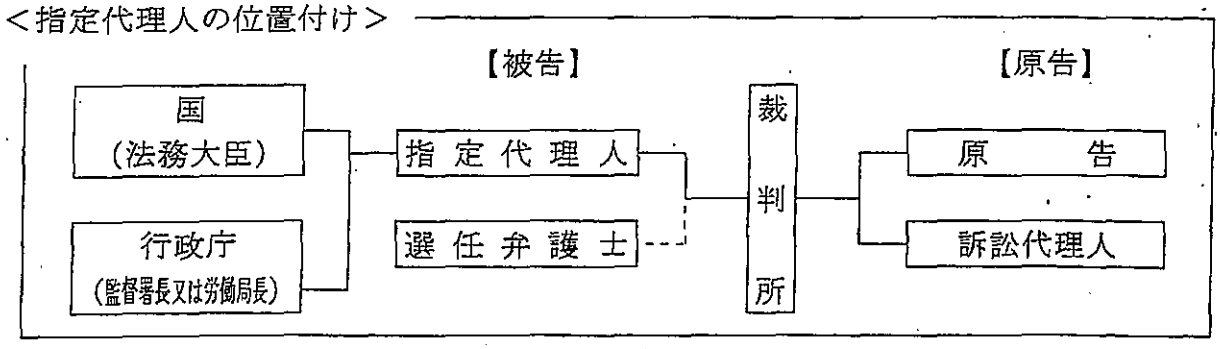

(2) 指定代理人の地位

指定代理人は、個別の事件ごとに選任され、その事件についてのみの権限を与えられている。

指定代理人がその権限内で行った行為は、本人が行ったのと同様な効果を生じ、その効力は本人に及ぶものであるが、一方で、指定代理人は、訴訟の当事者ではないため、判決の効力を受けることはなく、証人や鑑定人となることもできる。

(3) 指定代理人の権限

指定代理人は、代理人の選任以外の一切の裁判上の行為をする権限を有する（権限法§８）。

一切の裁判上の行為の中には、控訴、上告等も含まれると解される（民訴法§55Ⅱ③）ため、指定代理人の権限は、審級制限を受けないと解されるが、実務上は、審級ごとに指定書を発するのが通例である。

(4) 指定書

指定代理人等の権限は、書面をもって証明しなければならない（民訴規則§23Ⅰ）。指定代理人の場合は、指定権者（法務大臣又は行政庁）が作成する指定書によってその権限を証明する。

行政庁を当事者又は参加人とする訴訟においては、行政庁側の指定代理人の指定書は行政庁が作成するが、その様式は、法務局の指定書の様式例に準じるものとしている。行政庁側の指定書は、１通作成すれば足り、法務局がまとめて裁判所に提出する。

また、指定代理人に異動があった場合には、速やかに前任者について訴訟代理権消滅通知書２通（１通は相手方に交付され、１通は裁判所に提出される。）を作成し、後任者については、指定書１通を作成して、法務局長あてに通知しなければならない。

2 法務局との関係

行政庁は、法務大臣の指揮を受け、当該訴訟を追行することとされているが、実務上は法務局の職員と所管行政庁の職員が共に指定代理人となって事件の処理に当たるのが通例であり、行政庁は、指定代理人となった法務局訟務部の部付検事や法務局又

は地方法務局の訟務官を通じて法務大臣の指揮を受ける。

訟務事務は、法務局と行政庁が協力して初めて適正に処理できるものであるから、連絡を密にして、互いに信頼し、協調できるように配意する必要がある。

行政庁は、法務局と行政庁とが共通の理解に立つ必要があるため、法務局に全ての情報を細大漏らさず提供することが求められる。行政庁が重要ではないと認識している事実の中にも立証する上で有力な資料が含まれていることがあり、また、一見行政側に不利にみえるが実は有利な資料であることもあるため、仮に不利な資料であるとしても隠さず伝え、その上で適切な判断を求める必要がある。

さらに、法務局と行政庁は適切に役割を分担することが大切である。具体的な分担は、事件ごとに協議して決められるが、一般的には、事実関係の調査や実務上の専門的知識については、主として行政庁が担い、法律論や法廷における訴訟活動は法務局が担当する。しかし、実務上の専門的知識については、法務局の理解を得ることが求められるし、行政庁も法律論や法廷活動を理解する必要がある。

Ⅲ　基本理論

行政事件訴訟には行訴法が適用されるが、行政事件訴訟は一般の民事訴訟と基本的構造を同じくしていることから、行訴法に定めがない事項については、民事訴訟の例によることとなる（行訴法§7）。

1　処分権主義

「処分権主義」とは、当事者に、①裁判所の判断を求めるか否か（訴訟の開始）、②何について求めるか（審判の対象＝訴訟物の特定）、③訴訟の終了（和解、請求の放棄・認諾、訴えの取下げ）についての自由を認める原則である。

昔から、「訴えなければ裁判なし」といわれているが、民事訴訟は、訴えの提起に基づいて開始され、原告が求める裁判の趣旨を特定し、被告がこの申立てを認めた場合には、裁判所はこれに拘束される。これを認諾といい、裁判所書記官がこれを調書に記載すると確定判決と同様の効果がある（民訴法§266、§267）。

また、裁判所は、原告の求める裁判以上の事項について裁判をすることはできない。

例えば、休業補償給付及び療養補償給付の不支給処分を受けた原告が、労災取消訴訟において、療養補償給付の不支給処分の取消のみを主張していれば、休業補償給付の不支給処分については、裁判（判決）をすることはできない。

2　弁論主義

「弁論主義」とは、裁判所が判決をする上において、その基礎として用いることができる事実は、専ら当事者の弁論に現れた事実の範囲に限られ、その事実の存否についても当事者間に争いのある場合に限って確定することができるという原則である。これは、裁判所が当事者の弁論いかんにかかわらず職権で確定した事実に基づいて裁判をする職権探知主義と対比される考え方である。

弁論主義の具体的な内容は、次の３つの原則に要約できる。

(1)　裁判所は、当事者が口頭弁論において主張しない主要事実は判決の基礎とすることができない。

当事者は、自己に有利な事実について、口頭弁論においてこれを主張しないときには、その事実はないものとして扱われ、不利な取扱いを受けることとなる。これを「主張責任」という。

裁判所は、当事者が主張していない主要事実について、証拠調べの結果、その事実の存在を確信したとしても、判決の基礎とすることはできない。もっとも、主要事実が既に当事者によって主張されており、それがたまたま主張責任を負っていない当事者によって主張されておれば、裁判所はこの事実を斟酌することができると解されている（主張共通の原則。最高裁判所昭和41年９月８日第一小法廷判決）。

なお、この弁論主義の原則が適用されるのは主要事実（要件事実）についてであり、間接事実や補助事実については適用されないと解されている。主要事実とは、権利の発生、変更、消滅という法律効果の判断に直接必要な事実をいう。そのほか、主要事実の存否を推認するのに役立つ事実を間接事実、証拠の証明力（文書の成立、

証拠の信用性等）に影響を与える事実を補助事実という。

(2) 裁判所は、当事者間に争いのない主要事実（自白及び擬制自白）は、そのまま判決の基礎としなければならない（民訴法§179）。

「自白」とは、口頭弁論又は弁論準備手続において行われる相手方の主張と一致する自己に不利益な事実の陳述をいう。

自白の対象となるのは、具体的事実に限られ、法令の解釈、経験則等は含まれない。また、自白は主要事実についてのみ成立し、間接事実や補助事実については、自白の拘束力が生じない。ただし、補助事実のうち文書成立の真否については、裁判上の自白が成立する。

自白は裁判所に対して拘束力を生じるほか、当事者に対しても拘束力を生じ、自白をした当事者は、

① 相手方が同意するか又は取消しに意義を述べない場合

② 刑事上罰すべき他人の行為（詐欺・脅迫等）により自白に至った場合

③ 自白が真実に合致せず、かつ、錯誤に基づいて行われた場合

を除き、自白の撤回が許されない。

また、当事者が口頭弁論又は弁論準備手続において、相手方の主張する事実を明らかに争わなかったり、又は当事者が適式の呼出しを受けながら口頭弁論期日に欠席した場合は、相手方の主張事実を認めた（自白した）ものとみなされることがある。これを「擬制自白」という。

擬制自白は、その撤回が制限されるという拘束力はないが、証拠による認定を不要とし、そのまま裁判の基礎としなければならないとされる点では、本来の自白と同じである。

(3) 裁判所は、当事者間に争いのある主要事実を認定するには、原則として当事者の申し出た証拠によって認定しなければならない。

原告が本案の申立てを基礎付ける証拠資料を、被告が反対の申立てを基礎付ける証拠資料をそれぞれ提出し、裁判所は、それら攻撃・防御方法として提出された証拠資料に基づいて事実の存否を認定する（職権証拠調べの原則禁止）。ただし、行政事件訴訟は、当事者の利害だけでなく公益にも関係するところが大きいという特殊性から、職権探知主義を一部採用し、当事者本人尋問（民訴法§207Ⅰ）、調査嘱託（民訴法§186）等、例外的に職権証拠調べを認めている。

なお、当事者から提出された証拠は、その提出者にとっても有利にも不利にも評価できるものとされている（証拠共通の原則）。

3　訴訟審理の諸原則

裁判所は、訴えが提起されると、判決の基礎となる訴訟資料（証拠）を収集する手続に入る。この手続を「訴訟審理」という。訴訟審理には、事件の内容を解明し判決の基礎資料を提供すること、及び訴訟手続を主催し審理の整理と進行を図ることの２つの面がある。前者は、弁論主義の原則に沿って行われるが、後者については、訴訟手続を迅速に進め公平かつ充実した審理をするため、裁判所に手続の主催権（訴訟指揮権）が認められている（民訴法§148）。

訴訟審理における諸原則は、次のとおりである。

(1)　双方審尋主義

当事者双方にその言い分を述べる機会を平等に与えて判断の公正を期す原則を「双方審尋主義」又は「当事者対立主義」といい、これは訴訟審理の根本原則である。

(2)　公開主義

訴訟手続を訴訟の当事者でない者が傍聴し得る状態で行う原則をいう（憲法§82）。

公開が要求されるのは、口頭弁論及び判決言渡しについてであり、決定手続や受命・受託裁判官による和解、弁論準備、証拠調べの各手続等は公開されない。

(3)　口頭主義

訴訟審理の際、当事者及び裁判所の訴訟行為を口頭の陳述とその聴取によって行う原則をいう（民訴法§87Ⅰ）。具体的には、口頭弁論期日（弁論準備手続を含む。）において口頭で陳述された資料のみが裁判の資料とされる。

口頭主義は、臨機応変に審理を尽くして活発な弁論が期待できる反面、複雑な事実関係は口頭の説明のみでは不十分であるため、書面による補完が必要となる。訴えの提起は書面（訴状）によって行うものとされ（民訴法§133Ⅰ）、口頭弁論の準備には準備書面が要求されること（民訴法§161Ⅰ）等がその例である。

(4)　直接主義

裁判をする裁判官が直接当事者の弁論を聞き、証拠調べをする原則をいう（民訴法§249Ⅰ）。裁判官の構成に変更があった場合、直接主義を貫くための手続として、「弁論更新」の手続が採用されている（民訴法§249Ⅱ）。

4　判決の効力

判決が確定すると様々な効力が生ずるが、そのうちの形成力、既判力及び拘束力について述べる。

(1)　形成力

処分の取消判決が確定すると、行政庁がその処分を取り消すまでもなくその処分の効力は遡及的に消滅し、初めから当該処分がなされなかったのと同様の状態となる。この効力を「形成力」という。

取消判決の形成力は、当該訴訟の当事者（原告及び被告）に及ぶとともに、訴訟外の利害関係人である第三者に対しても及ぶ（行訴法§32Ⅰ）。

(2)　既判力

終局判決が確定した場合、その確定判決内容が当事者及び裁判所を拘束し、当事者の一方が同一事項につき再度訴えを提起した場合、当事者及び裁判所は確定判決と矛盾する主張、判断をすることができなくなる。この効力を「既判力」という。

確定判決にこのような効力が認められるのは、紛争の繰り返しを防止するため、又は矛盾した裁判を防止するためである。

既判力は、本案判決の場合には、判決主文に示された訴訟物に関する判断についてのみ生じ、判決理由中の判断には及ばない（民訴法§114Ⅰ）。また、取消判決の既判力の及ぶ範囲は、

① 当事者（原告及び被告）
② 当事者が他人のために原告又は被告となった場合のその他人
③ ①、②に掲げる者の口頭弁論終結後の承継人
④ ①、②、③に掲げる者のために請求の目的物を所有する者

に限定される（民訴法§115）。

(3) 拘束力

処分を取り消す判決は、その事件について、当事者である行政庁その他の関係行政庁を拘束する（行訴法§33Ⅰ）。この効力は取消判決の「拘束力」といわれる。

取消判決が確定したときは、その処分をした行政庁は、判決の趣旨に従い、改めて処分をしなければならない。その際、行政庁は、同一過誤の繰り返しを禁止され、同一の事情の下で、同一の理由によって、同一人に対し、同一の内容の処分を再び行ってはならないという消極的義務を負う。

第２部　訴訟手続のあらまし

Ⅰ　訴訟手続のあらまし

訴訟の基本的な流れは、次のとおり。

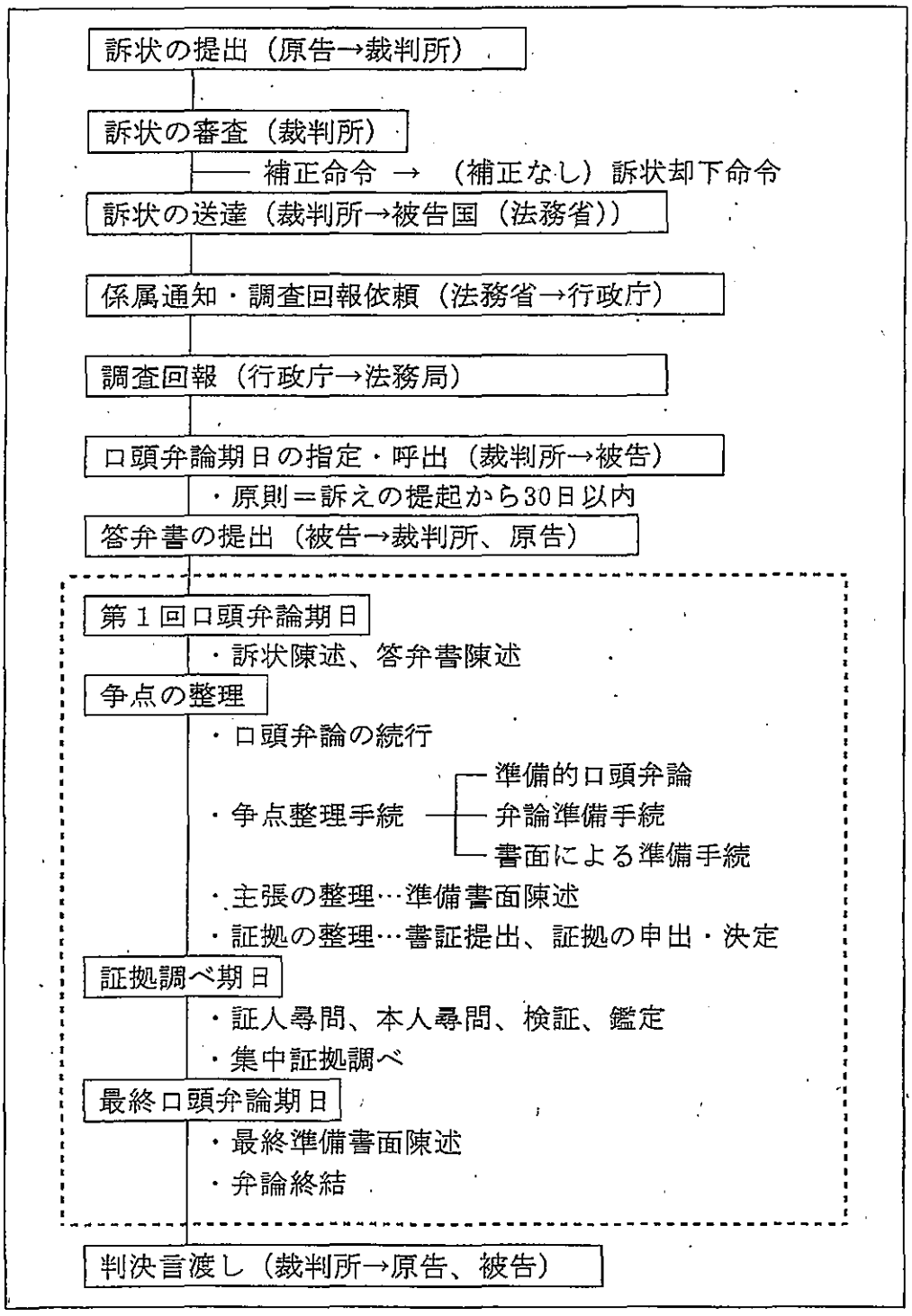

訴訟は、裁判を求める当事者（原告）が、紛争の相手方（被告）に対し、処分の取消し等の実現を求めて、裁判所に「訴状」を提出することから始まる。訴えの提起があると、裁判所は、訴状を審査した上、被告に訴状を送達するとともに、口頭弁論期日を指定して当事者双方を呼び出す。これに対し、被告は、原告が訴状において求める裁判に対する応答として、予め答弁書を提出する。

その後、口頭弁論期日に当事者双方が出頭して、訴状及び答弁書を陳述し、さらに口頭弁論期日を重ね、あるいは争点整理手続に移行させて、双方がそれぞれの言い分（法律上、事実上の主張）を出し合い、お互いに相手方の主張事実について認否を行って、当事者の主張の対立点（争点）を明らかにするとともに、それぞれの主張を裏付ける資料（証拠）を提出して、自分こそ正しい主張をしていることを明らかにするように努める（立証）。そこで、裁判所は、争点につき証拠調べを行い、事実関係を明らかにする。

裁判所は、これらの手続により、争点について事実を認定し、この認定事実と当事者間に争いのない事実、顕著な事実等を基礎として法律を適用し、原告の請求に理由があるか否かが判断できると考えると、弁論を終結し、判決を言い渡す（民訴法§243Ⅰ）。

Ⅱ　提訴から答弁書の提出まで

1　労災取消訴訟（義務付け訴訟を含む。以下同じ。）の場合　（被告　国）

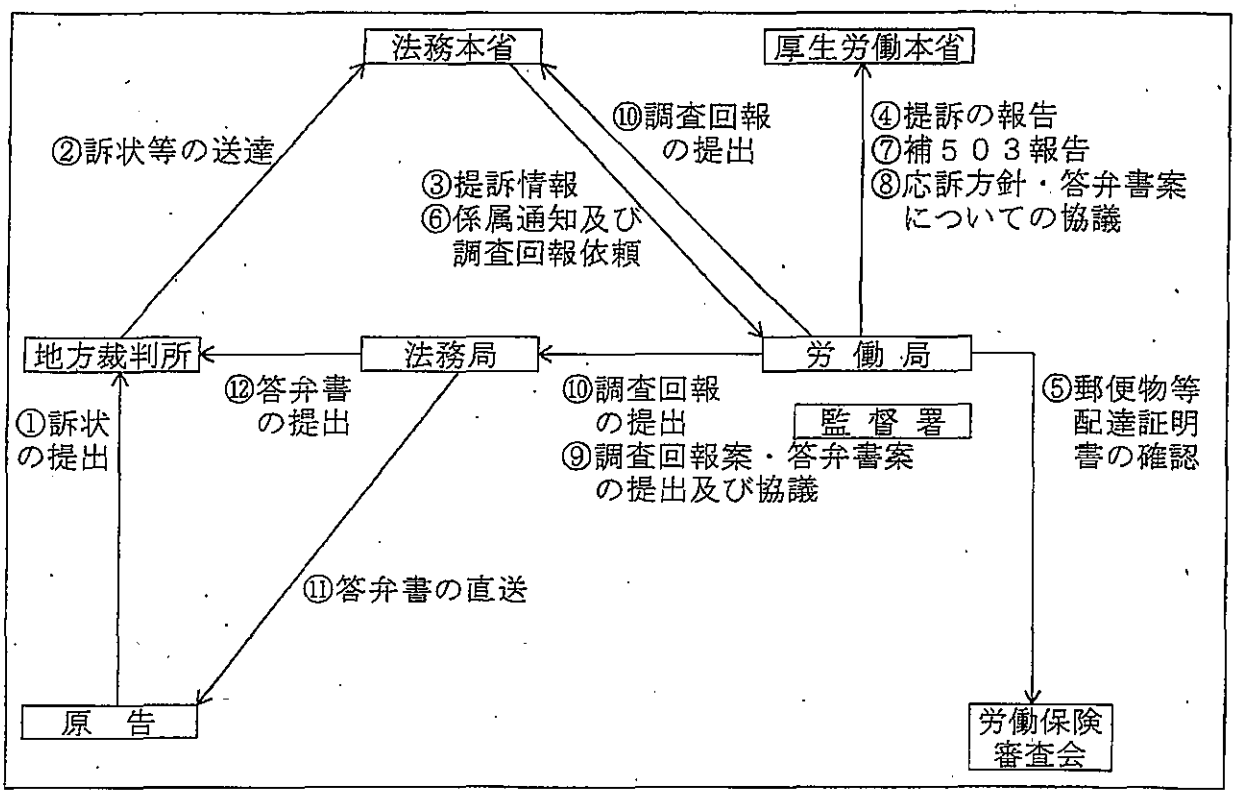

番号	内容	説明	期間	試例(頁)
①	訴状の提出	・原告から裁判所に訴状が提出される。		1（　頁）
②	訴状等の送達	・裁判長は、訴状が適式か否かを審査し、適式であれば、法務本省に訴状の副本及び口頭弁論期日呼出状を送達する。	訴状受理後２週間	3（　頁）
③	提訴情報	・法務本省は、労働局に対して訴状、口頭弁論期日呼出状をファックス送信する。		
④	（本省への）提訴の報告	・訴状等を受領した労働局は、直ちに本省労災保険審理室に電話連絡し、訴状、裁決書、決定書等をメール（ＰＤＦ）で送信する。	直ちに	
⑤	郵便物等配達証明書の確認	・労働局は、労働保険審査会に、裁決書の郵便物等配達証明書のメール又はファックス送信を依頼し、出訴期間に係る適法性を確認する。 ・なお、未裁決の事案については、再審査請求書の受理日を確認する。	直ちに	

⑥	係属通知及び調査回報依頼	・法務本省は、労働局に対して事件の係属について通知するとともに、訴訟追行上必要な事項についての調査及び調査回報を依頼する。		4（　頁）
⑦	補５０３報告（新規提訴）	・労働局長は、新規提訴について、労働基準局報告例規「補５０３」（以下「補５０３」という。）により本省労働基準局長に報告をする。	速やかに	7（　頁）
⑧	応訴方針・答弁書案についての協議	・労働局は、監督署に保存されている復命書等関係書類を至急収集し、訴状に記載されている主張事実を十分検討した上で、応訴方針・答弁書案について本省労災保険審理室と協議を行う。		
⑨	調査回報案・答弁書案の提出及び協議	・労働局は、調査回報案・答弁書案を作成し、法務局に提出するとともに、事件についての協議を行う。	法務局の指定期日まで	9（　頁） 10（　頁） 11（　頁）
⑩	調査回報の提出	・労働局は、法務本省及び法務局に対して回報する。	速やかに	9（　頁）
⑪	答弁書の直送	・法務局は、原告が準備するのに必要な期間をおいて、答弁書を原告に直送する。		
⑫	答弁書の提出	・法務局は、指定期日までに、答弁書を裁判所に提出する。	指定期日まで	

報告関係一覧

時　期	報告者	相　手	手段	内　容	添付書類
労働局が新規提訴を把握した時	労働局担当者	本省労災保険審理室	電話	訴状受理報告	
			メール	受理書類報告	訴状等送達書類一式
		法務局担当者	電話	訴状受理報告	
	労働局長	本省労働基準局長	文書	補５０３報告	訴状等送達書類一式 指定書 決定書・裁決書等関係資料
		法務本省訟務総括審議官及び法務局長	文書	調査回報	調査回報書 指定書 決定書・裁決書等関係資料

※　指定代理人の異動等に伴い作成する「訴訟代理権消滅通知書」及び「指定書」については、補５０３報告に添付する必要はない。

2　国家賠償請求訴訟の場合

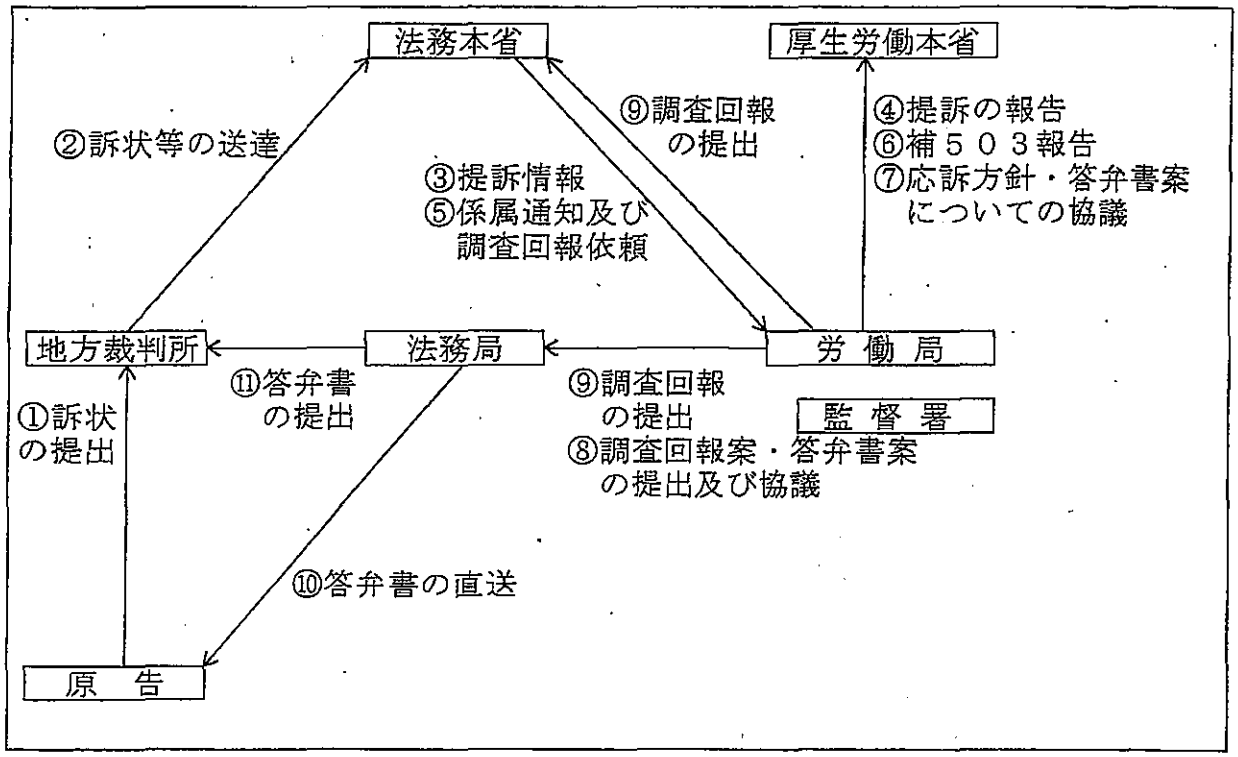

番号	内容	説明	期間	書式例(頁)
①	訴状の提出	・原告から裁判所に訴状が提出される。		2（　頁）
②	訴状等の送達	・裁判長は、訴状が適式か否かを審査し、適式であれば、被告に訴状の副本及び口頭弁論期日呼出状を送達する。	訴状受理後２週間	3（　頁）
③	提訴情報	・法務本省は、労働局に対して訴状、口頭弁論期日呼出状をファックス送信する。		
④	（本省への）提訴の報告	・訴状等を受領した労働局は、直ちに本省労災保険審理室に電話連絡し、訴状等をメール（ＰＤＦ）で送信する。	直ちに	
⑤	係属通知及び調査回報依頼	・法務本省は、労働局に対して事件の係属について通知するとともに、訴訟追行上必要な事項についての調査及び調査回報を依頼する。		4（　頁）
⑥	補５０３報告（新規提訴）	・労働局長は、新規提訴について、「補５０３」により本省労働基準局長に報告をする。	速やかに	7（　頁）

⑦	応訴方針・答弁書案についての協議	・労働局は、監督署に保存されている関係書類を至急収集し、訴状に記載されている主張事実を十分検討した上で、応訴方針・答弁書案について本省労災保険審理室と協議を行う。		
⑧	調査回報案・答弁書案の提出及び協議	・労働局は、調査回報案・答弁書案を作成し、法務局に提出するとともに、事件についての協議を行う。	法務局の指定期日まで	9（　頁） 10（　頁） 11（　頁）
⑨	調査回報の提出	・労働局は、法務本省及び法務局に対して回報する。	速やかに	9（　頁）
⑩	答弁書の直送	・法務局は、原告が準備するのに必要な期間をおいて、答弁書を原告に直送する。		
⑪	答弁書の提出	・法務局は、指定期日までに、答弁書を裁判所に提出する。	指定期日まで	

報告関係一覧

時　期	報告者	相　手	手段	内　容	添付書類
労働局が新規提訴を把握した時	労働局担当者	本省労災保険審理室	電話	訴状受理報告	
			メール	受理書類報告	訴状等送達書類一式
		法務局担当者	電話	訴状受理報告	
	労働局長	本省労働基準局長	文書	補５０３報告	訴状等送達書類一式 指定書 関係資料
		法務本省訟務総括審議官及び法務局長	文書	調査回報	調査回報書 指定書 関係資料

※　指定代理人の異動等に伴い作成する「訴訟代理権消滅通知書」及び「指定書」については、補５０３報告に添付する必要はない。

Ⅲ　第１回口頭弁論から結審まで

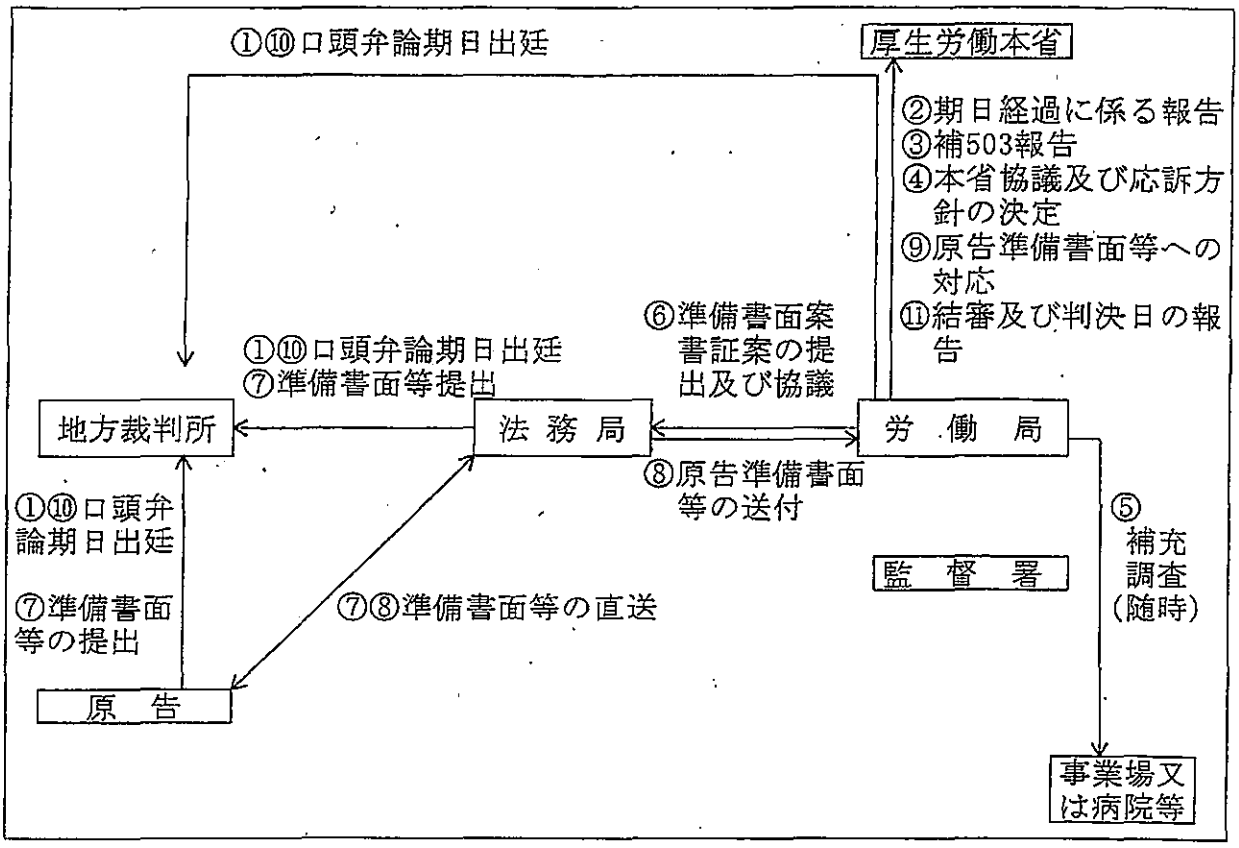

番号	内容	説明	期間	試例(頁)
①	第１回口頭弁論期日の出延	・労働局の指定代理人は、呼出状に記載された日時に、法務局の指定代理人とともに出廷する。 ・法廷では、裁判官席に向かって右側の被告席に、法務局の部付検事、訟務官又は法務事務官、労働局の指定代理人（労災補償課長、労災補償訟務官等）が着席する（着席できない者は、傍聴席で傍聴する）。 ・原告が訴状を、被告が答弁書をそれぞれ陳述する。裁判長が「答弁書を陳述しますか。」等と問いかけるので「はい」と答えれば陳述したことになる。なお、答弁は、全て法務局の指定代理人が行う。 ・終了後、裁判長から第２回口頭弁論期日及び準備書面等の提出期限等が指定される。	指定期日	

②	期日経過に係る報告	・労働局は、期日経過に係る報告を直ちに本省労災保険審理室に電話又はメールで連絡する。	直ちに	
③	補５０３報告（期日経過）	・労働局長は、口頭弁論に係る期日経過を「補５０３」により本省労働基準局長に報告する。	第1回口頭弁論後1週間以内	13（　頁）
④	本省協議及び応訴方針の決定	・労働局は、本省労災保険審理室と協議の上、応訴方針を決定する。		15（　頁） 16（　頁）
⑤	補充調査	・労働局は、本省（法務局）と協議の上、必要に応じて補充調査を実施する。	随時	
⑥	準備書面案、書証案等の提出及び協議	・労働局は、準備書面案、書証案等について本省協議した後、法務局に提出し、協議を行う。 ・法務局は、協議を踏まえて準備書面を作成し、法務局内の決裁を受ける。	指定期日まで	
⑦	準備書面等の提出・直送	・法務局は、指定期日までに準備書面等を原告に直送し、裁判所に提出する。 なお、⑥と⑦の順番は逆の場合もある。	指定期日まで	
⑧	原告準備書面等の送付	・原告は、指定期日までに準備書面等を裁判所に提出するとともに、法務局に直送する。 ・法務局は、受領した原告の準備書面等を労働局に送付する。		
⑨	原告準備書面等への対応	・労働局は、原告の準備書面等を受領したら、その旨直ちに本省労災保険審理室に報告するとともに、その対応について協議を行う。	直ちに	
⑩	第２回口頭弁論期日以降の出延	・指定された日時に出延し、提出しておいた準備書面の陳述、書証の提出を行う。第１回期日と同様、裁判長が、「被告は準備書面陳述、乙第○号証提出ですね。」等と問いかけるので、「はい。」と答えれば陳述、提出したことになる。なお、答弁は、全て法務局の指定代理人が行う。 ・期日における状況については、直ちに、本省に報告し、以後の訴訟追行に当たって必要な指示を受ける。 ・第２回期日以降は、当事者双方がそれぞれの主張を記載した準備書面を陳述し、その	指定期日 直ちに	

		主張を証拠によって立証しながら進行する。 ・立証は主に書証によって行うが、事案によって、証人尋問、鑑定等の申立ての必要性について、法務局の担当者と協議する。		17（　頁） 18（　頁）
⑪	結審及び判決日の報告	・裁判長は、訴えに対する判断が可能となるか、あるいはその判断のための資料（証拠）が出尽くしたと考えると弁論を終結し（結審）、判決言渡期日を指定する。 ・労働局は、結審した旨と判決言渡期日を本省労災保険審理室に電話連絡するとともに、「補５０３」により本省労働基準局長に報告する。	直ちに	

報告関係一覧

時　期	報告者	相　手	手段	内　容	添付書類
口頭弁論期日	労働局担当者	本省労災保険審理室	電話、メール	経過報告	
口頭弁論期日後	労働局長	本省労働基準局長	文書	補５０３報告	期日経過報告書 提出された書類一式

（注）本省労災保険審理室へは訴状、準備書面、証拠説明書のほか、重要と認められる証拠を送付すること。

なお、証拠のうち訴訟段階で新たに作成された医学意見書、陳述書及び聴取書については、必ず送付すること。事件プリントに収録されているもの、労災保険に関する解説本等の書籍の写し、本省で開催した検討会等の報告書の写し及び通達の写し等については、送付は不要であること。

また、証拠（診療録の写し、タイムカードの写し等）が膨大な量になる場合は、送付の前に本省労災保険審理室へその要否を確認すること。

〔共同処理事件〕

共同処理事件に指定された事件については、平成２２年８月４日付け労災保険審理室長事務連絡「労災保険に係る訴訟に関する対応の強化について」（以下「平成２２年８月４日付け事務連絡」という。）に基づき随時報告すること。

Ⅳ　判決言渡し前後

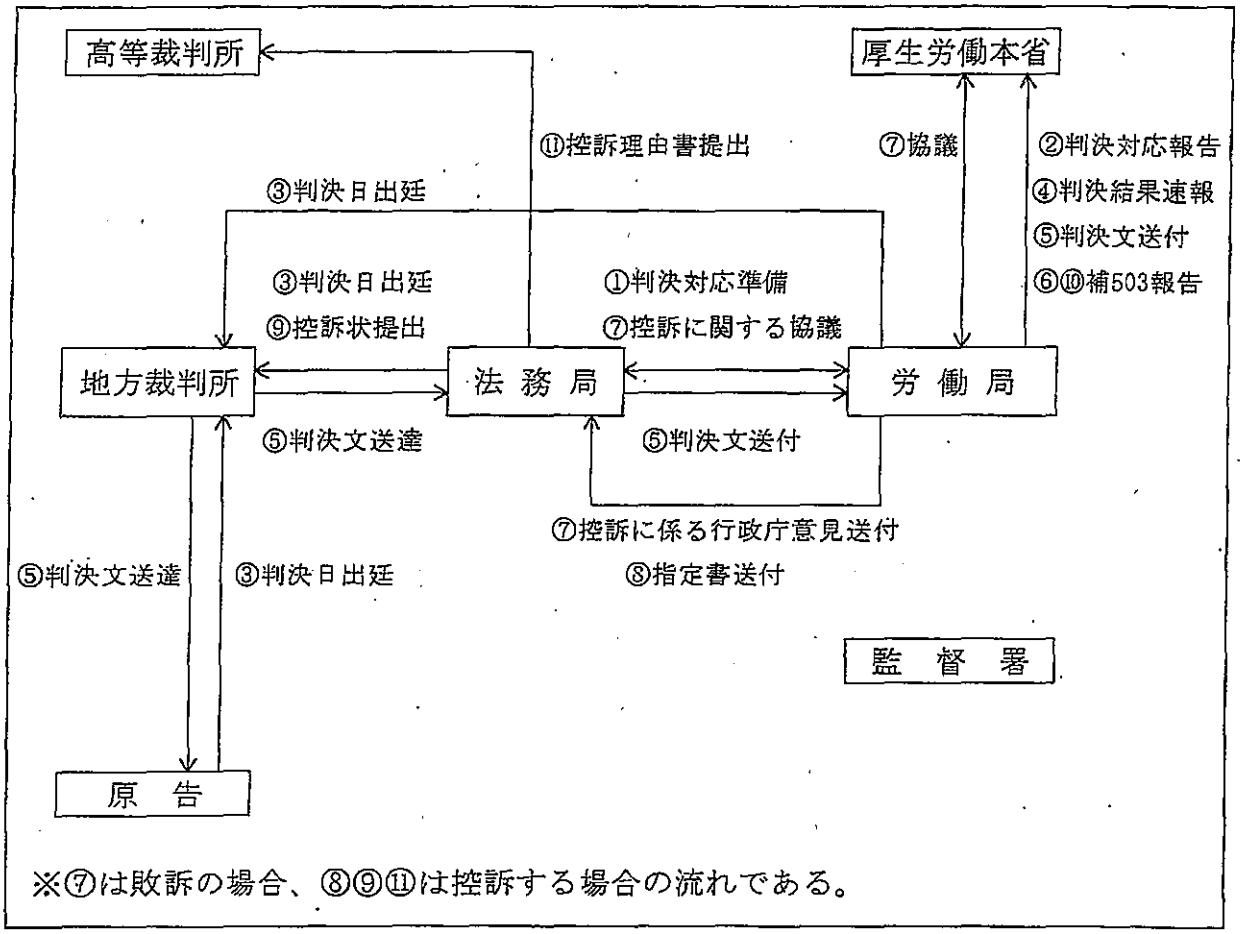

※⑦は敗訴の場合、⑧⑨⑪は控訴する場合の流れである。

番号	内容	説明	期間	書式例(頁)
①	判決対応（言渡しに当たっての）準備	・判決言渡し期日が指定されたら、速やかに事件の概要及び当事者の主張等をまとめる。 ・判決結果を迅速に連絡できるよう、連絡態勢を整えるとともに、判決後のスケジュールをたてる。 ・特に、執行宣言付判決の場合は、経理面の迅速対応が必要となるので、体制を整える。 ・判決結果についての報道機関からの取材に対する想定問答を作成する。		
②	判決対応（検討結果の本省）報告	・上記検討結果を本省労災保険審理室に報告する。	速やかに	19（　頁） 20（　頁）

③	判決（言渡し）日の出廷	・当事者双方が出廷し、判決が言い渡される。	判決当日	
④	判決結果速報	・言渡し後直ちに判決結果（主文の内容）を本省労災保険審理室、労働局及び監督署に電話連絡する。 ・なお、東京地裁あるいは東京高裁での判決のため本省労災保険審理室に判決文を持参する場合にも、事前に判決結果を電話連絡すること。		
⑤	判決文送付	・判決言渡し後、法務局の指定代理人が書記官から判決文を受領する。法務局は、写しを作成し、労働局に手渡す。 ・労働局は、判決文を本省労災保険審理室、監督署にメール（ＰＤＦ）で送信する。（即時） ・なお、該当事件において意見をいただいた医師及び法務専門員に対しても判決結果を報告し、判決文を送付する。		
※　報道機関から取材があった場合には、直ちに本省労災保険審理室に電話連絡をした上で、メール等により「補５０４」報告を行うこと。 また、新聞等に掲載された場合にも直ちにメール等により「補５０４」報告を行うこと。				
⑥	補５０３報告	・労働局長は、判決があった旨を「補５０３」により本省労働基準局長に報告する（判決文は省略可）。		21（　頁）
⑦	控訴に関する協議及び意見送付	【敗訴の場合】 ・[redacted] ・[redacted] ・[redacted] ・[redacted]	[redacted] [redacted]	
⑧	控訴の要否の	【控訴をしない場合】	控訴期	

	決定後の処理	・法務省内の決裁が終わり、控訴をしないことにより不支給処分の取消しが確定するので、控訴期限終了日以降、監督署長は支給の手続をとる。 【控訴の場合】 ・控訴審維持に必要な対応について、本省労災保険審理室の指示を受ける。 ・監督署長は、第一審の場合と同様、訴訟代理人に係る指定書を作成し、労働局を経由して法務局に送付する。	限終了日以降	
⑨	控訴状提出	・法務局は、裁判所に控訴状を提出する。	判決後2週間以内	
⑩	補５０３報告	・労働局長は、判決が確定したとき又は控訴したときはその旨を「補５０３」により本省労働基準局長に報告をする。		21（　頁）
⑪	控訴理由書提出	・労働局は、控訴理由書案を作成し（実質２週間程度）、本省労災保険審理室と協議する。労働局は本省と協議後、控訴理由書案を法務局と協議する。 ・法務局は、控訴理由書を作成し、法務局内決裁後、裁判所に控訴理由書を提出する。	控訴状提出後５０日以内	

報告関係一覧

時　期	報告者	相　手	手段	内　容	添付書類
判決言渡し前	労働局担当者	本省労災保険審理室	電話	判決言渡日時	
			文書	判決対応	
判決言渡し後	労働局担当者	本省労災保険審理室	電話	判決結果	
			メール又は手交	判決文	
	労働局長	本省労働基準局長	文書	補５０３報告	判決文（省略可）
	労働局長	本省労働基準局長	文書	補５０３報告	控訴状又は確定証明通知書

補５０３　労災保険に係る訴訟に関する報告

1.　この報告は、労災保険に係る訴え（法第12条の４の規定に基づいて行われる労災保険給付と損害賠償との調整に関する訴えを含む。）が提起された場合に報告すること。

2.　訴訟が提起された時に訴状写に関係書類を添えて報告すること。この際、答弁書及び答弁書案ができていれば添付すること。

3.　訴訟審理中における口頭弁論調書（写）のうち、重要と認められるもの及びその関係書類をその都度報告すること。（法第12条の４の規定に基づいて行われる労災保険給付と損害賠償との調整に関する訴えは除く。）

4.　判決のあったときは、判決書を添えて報告すること。

5.　判決が確定したとき又は上訴したときは、早急にその旨報告すること。

補５０４　労災保険の情報の速報

1.　速報を要する事案

(1)　個別事案に関する情報

イ　次に掲げる事案であって、業務上疾病に係る保険給付の請求があったもの及び保険給付の請求が予想されるもの

(イ)　集団的に発生し、又はそのおそれのある事案

(ロ)　地方公共団体、外部団体等から行政行為について要請があった事案

(ハ)　公害問題に波及するおそれのある事案

(ニ)　新聞、テレビ等で一般に報道された事案

ロ　次に掲げる事案であって、業務上疾病に係る保険給付の請求があったもの及び保険給付の請求が予想されるもの（前記イにより報告される事案を除く。）

(イ)　電離放射線障害（白血病を含むすべてのがん及び原子力発電所における業務に係るもの）

(ロ)　ダイオキシン類による疾病

(ハ)　上記以外のがん（労基則別表第１の２第７号に例示的列挙したがん以外のがん－悪性腫瘍、白血病、業務上のがんの既往のある者に生じた他の部位の原発性のがんを含む。ただし、じん肺合併肺がんを除く。）

(ニ)　新しい疾病（有害性の明らかでない物理的因子、作業態様、化学物質等により発症した疑いのある疾病及び認定基準又は過去の認定例とは異なった職種、部位で発症し、若しくは異なった症状を呈する疾病に係る事案）

ハ　次に掲げる事案であって、保険給付（通勤災害に係るものを含む。）に係る処分後に問題

裁判関係用語（メモ）

1　棄却、却下、控訴・上告（上告受理の申立て）

・棄却：訴え又は上訴を理由がないとして退けること

・却下：訴えを不適法として退けること

・控訴：第一審判決に対する第二審裁判所への上訴（控訴期間は２週間）

・上告：控訴審の判決に対する上訴（上告期間は２週間）

【上告受理申立て】

上告受理申立ての理由は、民事訴訟法第３１８条第１項の規定する、①最高裁判例と相反する判断がある場合、②法令の解釈に関し重要な事項を含む事件のほか、③経験則違背（高度の蓋然性ないし必然性をもって一定の事実を推論せしめる）も上記規定に含まれるとしている（「新民事訴訟法案内」法務省訟務局内訟務事務研究会編）。

2　答弁書

相手の訴状に対して、一番最初に提出する準備書面のこと。通常は、答弁書で認否を争う。

認否で争う末尾の文言は、

○○は認める。（相手のいう事実や主張を認めること。）

○○は否認する。（理由が必要。）

○○は不知。（そのようなことは知らない、ということ。）

○○は争う。（この点を中心に主張・立証が行われる。）

3　準備書面

主張、立証のための主張書面。

通常、裁判所が指定する期日（弁論や弁論準備）の一週間前までに提出する。

4　陳述

通常、弁論の冒頭で、裁判所に提出した準備書面等を陳述したということを裁判長が述べること。（実際に書面を読み上げるのではない。）

5　差し支える（差し支え）

次回期日を決める際、都合の悪いことをいう。（調査、審問の日程調整でも使われる。）

6　判例、裁判例
最高裁の判決を判例、その他の判決は裁判例として準備書面等での引用で区分する。

7　３６部、１９部、１１部
事件を扱う東京地裁の担当部のこと。
正式名は、東京地方裁判所民事第３６部などである。

8　左陪席
三人の裁判官のうち、中央が裁判長、裁判官席に向かって右（裁判長からみて左）の裁判官のことをいう。この裁判官が判決の起案を行う。

【判決区分】
区分１　勝訴確実
区分２　勝訴の見込み
区分３　予断を許さず
区分４　敗訴の見込み
区分５　敗訴確実

【答弁書（いわゆる三行答弁）】
第１　請求の趣旨に対する答弁
　１　原告の請求を棄却する。
　２　訴訟費用は原告の負担とする。
第２　請求の原因に対する認否及び被告の主張
　おって、準備書面により認否及び主張をする。

訴訟業務用語（メモ）

以下は、準備書面、控訴理由書等の作成業務の過程で作ったメモの一部です。用語（漢字）が難しいので、適宜、読み方、意味を理解しておくことが重要かと思います。その意味で参考にしてください。

1　牽強付会（けんきょうふかい）
道理にあわないことを自分の都合の良いように無理にこじつけること。
2　憚る（はばかる）
遠慮する。
3　而して（しかして）
そして、それから、それに加えて
4　蓋し（けだし）
まさしく、たしかに、思うに
物事を確信をもって推定する意を表す。
5　与する（くみする）
同意する。仲間に加わる。味方する。
6　正鵠（せいこく）または（せいこう）
物事の急所、要点　弓の的の中心に黒点
正鵠を射る（物事の急所を正確に射ること）
7　証左（しょうさ）
事実を明らかにするよりどころになるもの　証拠
8　失当（しっとう）
道理に合わないこと、当を得ていないこと。
9　相当（そうとう）
程度がその物事にふさわしいこと、またそのさま。
10　失念（しつねん）
忘れてしまうこと。
11　論を俟たない（ろんをまたない）
当然である。自明であって論じるまでもない。
12　弄ぶ（もてあそぶ）
12　畢竟（ひっきょう）
結局、つまるところ
14　歪曲（わいきょく）した
15　敷衍（ふえん）する。（おし広げること）
16　疎（おろそか）にされる。

17 杜撰（ずさん）
いい加減なこと
18 趨勢（すうせい）
時代の趨勢
社会などの全体の流れの意味
19 謬論（びゅうろん）
誤った議論
20 知悉（ちしつ）する。
細かいこと（事情）まで知っている。
21 誤謬（ごびゅう）
誤りのこと
22 帰趨（きすう）○○の帰趨に格別の意味はない。
結果のこと
23 片言隻句（へんげんせっく）
ほんのちょっとした言葉

○ 準備書面で引用された法理
真実性・相当性の法理（不法行為等を問責された場合の免責の法理）
○ 準備書面上のいいまわし。（結論の表現方法）
・・・という意味（理由）でなされたものと認めるのが自然かつ合理的である。
・・・という結論を導き出すことには論理の飛躍があるというべきである。
○ 必要な民訴法の知識
（民訴法157条第1項）
時機に後れた攻撃防御方法として却下される場合がある。（3つの要件）
時機の後れた提出、そのことに故意又は重大な過失、訴訟完結を遅延させること。

○ 証明・・・裁判官が要証事実の存在につき確信を得た状態
あるいは確信を得させるために証拠を提出する当事者の努力をいう。
疎明・・・裁判官が事実の存在が一応確からしいとの認識をもった状態
あるいは、それを得させるために証拠を提出する当事者の努力をいう。

5年保存

基労発0204第1号
平成26年2月4日

都道府県労働局長　殿

厚生労働省労働基準局労災補償部長
（　公　印　省　略　）

労災補償業務の運営に当たって留意すべき事項について

平成26年度における労災補償業務の運営に当たっては、特に下記に示したところに留意の上、実効ある行政の展開に遺憾なきを期されたい。

記

（略）

第12　行政上の争訟に当たっての的確な対応

1　行政事件訴訟の的確な追行

平成25年度の訴訟追行状況については、おおむね適切に立証活動が行われていると認められるところであるが、中には訴状の請求の原因に対する答弁において、一部の事項について安易に「認める」としたために、その後の立証活動に支障が生ずることとなった例も認められたところである。

このため、訴訟追行に当たっては、法務当局はもとより、本省補償課労災保険審理室とも緊密な連携の下、次の点に特に留意し、的確な処理を徹底すること。

（1）新件提訴時の協議等の留意点

新件が提訴された段階等における留意点は、次のとおりである。

① 新件協議を的確に実施するため、局において、事前に、事案に係る問題点、主張・立証上のポイント等について十分把握・分析するとともに、原告の各主張に対する応訴方針を明確にした上で、本省との協議に臨むこと。

② 訴状の請求の原因に対する答弁に当たっては、原告の主張する内容を子細に検討し、その後の立証上のポイントをも踏まえた上で、慎重に認否を決定すること。

③ 既存の調査資料等を確認し、原処分庁の調査不足等により原告の主張に対して十分な主張・立証ができない場合には、必ず補充調査（関係者からの聴取、専門医の意見書等の資料の収集など）を実施し、早期に必要な証拠を確保すること。

④ 疾病の発症機序等、医学的な事項が主要な争点となっている事案につい

ては、専門医による専門的かつ分かりやすい意見書を裁判所に複数提出し、これに基づき説得力のある主張を行うよう努めること。また、意見書の作成を依頼する専門医に対しては、証人としての出廷についても同意が得られるよう配意すること。

（２）訴訟追行中の新たな主張等への対応

訴訟追行中に新たな主張がなされた場合等には、次のとおり対応すること。

① 災害の原因や疾病名等の基本的な争点について、提訴後において主張の追加や変更がなされた場合には、速やかに応訴方針を検討し、主張・立証に必要な証拠の収集等に努めるとともに、これら主張の追加や変更が提訴後相当期間経過して行われた場合には、時機に遅れて許されないものである旨の主張が可能か否か法務当局と相談・協議を行うこと。

② 局管理者は、訴訟の進ちょく状況を常に把握し、特に準備書面案の作成、医学証人の選定などの重要な段階において、訟務担当者に対する具体的な指示・指導を適切に行うこと。

事　務　連　絡
平成22年8月4日
改正　平成23年7月11日

都道府県労働局労働基準部長　殿

厚生労働省労働基準局労災補償部補償課
労災保険審理室長

労災保険に係る訴訟に関する対応の強化について

労災事件訴訟は、敗訴によって行政実務の変更を余儀なくされることもあることから、労災保険審理室では、現在、精神障害事件、脳・心臓疾患事件について重点的に準備書面の点検等を行っているところであるが、労災事件訴訟の係属件数が２６０件を超え、増加する訴訟の全てに十分に対応することが困難な状況となっている。

そうした中、京都地裁での憲法違反とされた敗訴事件など、直ちに行政実務に影響を及ぼす事態を招いているところである。

ついては、敗訴した場合に行政実務に重大な影響を与えることなどが予想される労災訴訟事件を労災保険審理室において指定し、その訴訟追行に積極的に関与し、必要な支援・指導を行うなど共同して処理に当たることにより、これら労災訴訟事件に対する対応の強化を図ることとする。

なお、訴訟追行における労災保険審理室と都道府県労働局との連携については、平成２２年２月１日付け事務連絡「訴訟追行における労災保険審理室との密接な連携について」により対応していただいているところであるが、今般、同事務連絡を廃止し、下記４のとおりとするので、留意の上対応されたい。

記

１　労災保険審理室と都道府県労働局が共同して処理する事件の指定

労災保険審理室と都道府県労働局が共同して処理する事件（以下「共同処理事件」という。）は、労災保険審理室長が指定（又は指定解除）する。

既に提訴されている労災訴訟事件については、別途、担当の中央労災補償訟務官

（以下「担当中央労災補償訟務官」という。）から都道府県労働局労災補償課長に連絡する。

なお、新規提訴事件に関しては、新件協議（当室において会議形式で行うものをいう。以下同じ。）及び担当中央労災補償訟務官との書面による協議の結果を踏まえて指定することとし、担当中央労災補償訟務官から都道府県労働局労災補償課長に連絡する。

2　共同処理事件の指定対象とする事件

敗訴した際に行政実務に重大な影響を与えることが予想される下記に掲げる労災訴訟事件を指定対象とする。

①　脳・心臓疾患事件、精神障害事件、石綿関連疾患事件など認定基準や判断指針等への影響の大きいもの

②　労働基準法施行規則別表１の２及び告示（平成８年３月２９日付け労働省告示３３号）において示されている疾病に含まれない疾病（化学物質過敏症など）を争点とする事件

③　１審で勝訴し控訴された（敗訴し控訴した）事件で上記に準じる事件

④　その他、特に労災保険審理室の指導・支援が必要と認められる事件

3　共同処理事件への対応

(1)　都道府県労働局における対応

ア　訴訟追行上の問題点等の速やか、かつ、正確な報告

共同処理事件として指定された事件については、以下①から③の場合に別添様式「共同処理事件に関する対応状況報告（事件関係）」により口頭弁論期日、弁論準備期日等（以下「口頭弁論期日等」という。）の状況（原告側出廷者を含む。）や訴訟追行上の問題点等を、その都度速やかに、かつ、正確に報告すること。

なお、口頭弁論期日における傍聴者の有無及びおおむねの人数を、併せて報告すること。

①　口頭弁論期日等があった場合

②　次回口頭弁論期日等に備えた準備書面案、尋問案を作成した場合、医学意見書（案を含む。）を入手した場合及び医学証人や専門医を確保した場合（依頼をしようとする場合など確保の準備を行うときを含む。）

③　原告等相手側より準備書面、医学意見書等が提出された場合

イ　報告の留意点

上記の報告に当たっては、次の事項に留意すること。

①　法務局の部付検事、選任弁護士等（以下「法務局職員等」という。）からの指示を正確に記載すること。この場合、問題点と必要とされる対応とをでき

る限り書き分けること。

② 上記①の指示に基づく対応について、進ちょくがあった場合には、原則としてその都度速やかに報告すること

③ 医学証人や専門医の医学意見書等の確保(依頼)に当たっては、候補者の所属、専門分野その他参考となる事項を記載すること

④ 上記の報告については、補503「労災保険に係る訴訟に関する報告」に添付しても差し支えないこと。

ウ 局管理者による事案の把握と指示

労災補償課長など局管理者は、共同処理事件として指定された事件については、準備書面案の作成、尋問案の作成、医学証人や専門医の確保、医師意見書等の作成などの各段階において進ちょく状況を把握するとともに、的確な主張立証が行われるよう、事案の論点、法務局職員等の指示を踏まえて必要な指示を行うこと。

(2) 中央労災補償訟務官における対応

担当中央労災補償訟務官は、都道府県労働局の指定代理人と同様、準備書面作成や医証の確保など（下記①から⑥）に、都道府県労働局と共同して訴訟に参加する。

① 原告等相手側主張に対する反論方針の検討

② 準備書面、尋問案等の作成

③ 医学証人や専門医等の確保、医師意見書等の作成

④ 準備書面作成のために必要な資料（医学専門書など）の確保・提供

⑤ 原告等相手側主張に対する相手反論漏れや主張不足の有無の確認

⑥ その他

4 訴訟追行における労災保険審理室との密接な連携の確保

(1) 応訴方針に係る協議の徹底について

応訴方針に係る当室との協議については、平成１７年３月３０日付け事務連絡「労災保険に係る訴訟に関する応訴方針等について」の記の１において、新規提訴された全ての事件について行うこととしているところである。

したがって、担当中央労災補償訟務官との協議の結果、新件協議を行わないこととした事件についても、担当中央労災補償訟務官と必ず書面等により協議を行うものであること。

なお、事前協議（新件協議又は担当中央労災補償訟務官との書面等による協議）に当たっては、新規提訴後速やかに、決定書及び裁決書等事案の概要がわかるものを担当中央労災補償訟務官に送付すること。

(2) 事前協議後の対応について

① 事前協議等において指示事項があった場合は、協議後１週間以内を目途に当

該指示事項を踏まえて応訴方針修正案を作成し、担当中央労災補償訟務官に送付すること。

② 事前協議等における指示事項に係る実施状況（補充調査、関係者の聴取等）については、実施後（当日又は翌日以内）に担当中央労災補償訟務官に報告するとともに、調査結果等を送付し、立証内容等について協議すること。

(3) 準備書面案の協議等について

① 共同処理事件における対応

共同処理事案に対する都道府県労働局及び中央労災補償訟務官における対応は、上記３において記述したところであるが、準備書面案の協議等に関して、都道府県労働局が対応する必要のある事項を以下（アからカ）に具体的に記述する。

ア 事前協議を行った事件のうち、共同処理事件として指定された事件については、準備書面案の作成、尋問案等の作成、医学証人や専門医等の確保、医師意見書等の作成などの各段階において担当中央労災補償訟務官と協議すること。なお、各段階における協議の開始時期については、担当中央労災補償訟務官と協議すること。

イ 原告等相手側準備書面については、入手後直ちに担当中央労災補償訟務官に送付し、対応を協議すること。その際、原則として原告等相手側準備書面の主張についてのすべての証拠を併せて送付すること。

ウ 法務局又は選任弁護士（以下「法務局等」という。）との協議（期日における協議を含む。）を行った場合、協議後直ちに担当中央労災補償訟務官に内容を報告するとともに、協議によって作成することとした書証、必要な人証等について担当中央労災補償訟務官と協議し、証拠化したものについては担当中央労災補償訟務官に送付し、その内容を協議すること。

エ 答弁書、準備書面等の案及び準備書面等での主張に係る証拠を、原則として法務局等への提出期限の３週間前には、担当中央労災補償訟務官に送付し、内容を協議すること。

オ 証拠調で、証人尋問が行われる場合には、尋問案及びその根拠となる書証等を原則として法務局等への提出期限の２週間前までに担当中央労災補償訟務官に送付し、内容を協議すること。

カ 最終の口頭弁論期日の前の期日終了後、双方の主張及び証拠を整理した上で、準備書面及び証拠提出の要否について担当中央労災補償訟務官と協議すること。

② 共同処理事件以外の事件における対応

共同処理事件として指定されなかった事件又は新件協議の対象としなかった事件については、担当中央労災補償訟務官と準備書面案等の事前送付等の対応（上記①）の要否を協議すること。

原告等相手側準備書面等については、入手後直ちに担当中央労災補償訟務官に送付し、今後の対応を協議すること。その際、原告等相手側準備書面の主張についての主要な証拠も併せて送付すること。

証拠調で、証人尋問が行われる場合には、尋問案を法務局等に提出する２週間前までに担当中央労災補償訟務官に送付し、内容を協議すること。

最終の口頭弁論期日の前の期日終了後、必要に応じて双方の主張及び証拠を整理した上で、準備書面及び証拠提出の要否について、担当中央労災補償訟務官と協議すること。

５　その他

共同処理事件としての指定を行っていない事件であったものが、原告等から新たな主張がなされたこと等により、共同処理事件として指定する必要が生じた場合は、都道府県労働局労災補償課長等と協議の上、共同処理事件に追加指定することとする。

また、共同処理事件として指定を行っている事件であって、訴訟の進行に伴い、共同処理事件として処理する必要性が消滅した事件については、都道府県労働局労災補償課長等と協議の上、共同処理事件の指定を解除することとする。

（別添様式）

共同処理事件に係る対応状況報告（　　事件関係）

＿＿労働局

平成　　年　　月　　日現在

1　準備書面案

年　月	法務局等からの指示

※本省への準備書面案報告と併せて提出すること

2　医学証人、専門医の候補者

氏　　名	所　属　先	専門分野

※できる限り複数の候補者を挙げること

3　その他法務局等からの指示事項

年　月	法務局等からの指示	実施状況

※補充調査、陳述書等について報告すること。本様式で不足する点は別紙等により補足すること

事　務　連　絡
平成２０年４月１０日

都道府県労働基準局労働基準部
労災補償課長殿

厚生労働省労働基準局労災補償部補償課
労災保険審理室長

当面の訴訟追行に当たって留意すべき事項について

訴訟事務の的確な実施については、従来から、あらゆる機会を捉えて指示してきたところであるが、最近の訴訟動向をみると、特に脳・心臓疾患事案及び精神障害等事案において、国側に厳しい判決内容が少なくない状況にある。このような状況の中、行政庁としては、これら判決内容の分析・検証等を踏まえ、法務当局の訴訟指揮の下、これまで以上に的確な訴訟追行を行う必要がある。

ついては、労災行政事件訴訟の追行に当たっては、下記に示すところに十分留意の上、的確に対処することとされたい。

記

1　訴訟動向の分析

（1）労災行政事件訴訟の現状等

脳・心臓疾患に係る認定基準及び精神障害等に係る判断指針の策定以降、当該事案に係る請求件数及び不支給決定件数が増大していること、平成１７年４月に改正行政事件訴訟法が施行され、出訴期間の延長、提訴できる管轄裁判所が拡大されたことなどもあり、大幅な増加傾向にある労災行政事件訴訟の約半数以上を占める脳・心臓疾患事案及び精神障害等事案、特にここ数年急激な増加を示している精神障害等事案について的確な訴訟追行を行うことが喫緊の大きな課題であると考えられる。

（２）脳・心臓疾患事案の判決の動向

平成１３年１２月の脳・心臓疾患の認定基準の策定以降、本認定基準の考え方を踏まえて判断されたと考えられる判決は、本年１月３１日現在、５９事案であり、そのうち敗訴判決は２４事案である。

ア　敗訴判決の分析

（ア）疾患別

脳疾患に係る敗訴判決は１１事案であり、心疾患に係る敗訴判決は１３事案（死因の特定が不明なものもあり内訳はまとめていないが、急性心筋梗塞等のいわゆる突然死といわれるような急性の心疾患がほとんどである。）となっている。

（イ）基礎疾患、重篤なリスクファクターの有無別

①　脳疾患事案のうち、くも膜下出血７事案のすべてに最大のリスクファクターとされている高血圧症は認められていない。また、基礎疾患等が認められる４事案においても、業務の過重性があったとして敗訴している。

②　心疾患事案では、基礎疾患等がない５事案はもとより、高脂血症、高血圧症、喫煙等を複数有している事案や動脈硬化症、心室肥大等を有している事案など基礎疾患等が認められた８事案についても、業務の過重性があったとして敗訴している。

（ウ）認定基準への当てはめ別

長期間における過重負荷を評価している２０事案のうち９事案は、認定基準の労働時間要件のみで過重性が認められた。また、１１事案については、労働時間とそれ以外の負荷要因を総合的に評価して業務の過重性が認められた。

イ　事案分析からみた問題点

以上のことから、基礎疾患及びリスクファクターが認められない事案において多く敗訴していることなどを踏まえると、疾病の発症機序が裁判官の心証形成に大きな影響を及ぼしていることが考えられるところであり、①脳・心臓疾患、特にくも膜下出血、突然死といわれる急性の心疾患に代表される特段の基礎疾患及びリスクファクターが認められない事案への対応、②基礎疾患等は認められるものの、発症直前も支障なく業務に従事していた事案への対応が大きな問題であると認められる。

さらに、上記アの（ウ）「認定基準への当てはめ別」の分析からは、特に労働時間の事実認定の重要さが認められるところであり、的確な労働時間の特定が極めて重要である。

（３）精神障害等事案の判決の動向

平成１１年９月の判断指針の策定以降に出された判決は、本年１月３１日現在、２２事案であり、そのうち敗訴判決は１４事案である。

ア　敗訴判決の分析

（ア）最近の判決については、敗訴判決においても、「ストレス－脆弱性」理論の評価、判断基準の枠組みなどについて、一定して国の主張を踏まえたものとなっている。また、判断指針についても、その考え方・枠組みについては一定の評価がなされている。

（イ）敗訴判決を分析すると、被災者の業務が過重であったことを前提として、出来事の心理的負荷が強度であったと事実認定・評価している。

イ　勝訴判決の分析

勝訴事案を分析すると、前提としていずれも業務の過重性が否定されており、①業務以外の心理的負荷が認められるもの２事案（さいたま署長事件及び相生署長事件）、②個体側要因が認められるもの３事案（三田署長事件、さいたま署長事件及び大阪西署長事件）、③双方認められるもの１事案（さいたま署長事件）、④双方認められないもの３事案（帯広署長事件、札幌東署長事件及び名古屋東署長事件）となっている。

ウ　事案分析からみた問題点

以上のことから、当然のことではあるが、勝訴事案についてはすべて業務の過重性が否定されていることを踏まえると、業務の過重性の有無が「ストレス－脆弱性」理論に基づく業務起因性の判断を左右するものと考えられることから、被災者の業務の過重性についての主張・立証が大きな問題であると認められる。

さらに、証拠上、何らかの業務以外の心理的負荷、個体側要因が認められる事案にあっては、これらが明らかに存在していることの立証を的確に行うことが極めて重要である。

2　脳・心臓疾患事案に係る主張・立証について

上記１の（２）の判決の動向に加え、最近の判決の動向等には最高裁平成１８年３月３日第二小法廷差戻し判決（別紙参照）が大きな影響を与えていることをも踏まえ、今後の脳・心臓疾患事案に係る主張・立証に当たっては、特に次の事項に留意すること。

（1）基礎疾患の状況及び疾病の発症機序から自然的経過によって発症し得るものであったこと

ア　労災行政事件訴訟においては、業務と疾病との間の相当因果関係の有無が問題となっていることから、その相当因果関係を直接左右する疾病の発症機序が重要視される。もちろん相当因果関係の有無は、業務の過重性と疾病の発症機序との相関関係で決まるものであることから、疾病の発症機序のみをもって決定付けら

れるものではないが、疾病の発症機序が裁判官の心証形成に大きな影響を及ぼすことは、上記1からも明らかである。

イ　このため、主張・立証の力点は、基礎疾患等の内容・程度に置き、その自然的経過によって発症し得るものであったことを立証すべきであること。

疾病の発症機序を明らかにすることにより、業務と疾病との相当因果関係が否定されることを強調すべきであること。事案によっては疾病の発症機序が必ずしも明らかでない場合もあるが、その場合においても、発症機序の可能性について医学的検討を行うとともに、業務以外に起因して発症したと考えられる根拠を示す必要があること。

具体的には、①健康診断の結果、健康保険等による受診歴等の医証により、発症前の健康状態を明らかにすること、②早い段階で専門医の意見を聴き、必要な医学的知見を得て、死因や疾病の発症機序を明らかにすること、③該当する医学文献を収集すること、④これらを踏まえ専門医に鑑定を依頼することなどをもって立証を尽くすこと。

（2）認定基準が合理的な医学的知見に基づくものであること、及び合理的な医学的知見に照らして業務の過重性が認められないこと

ア　認定基準は、行政上の判断指針にすぎず、法規範性を有するものではないことを踏まえ、訴訟においては、認定基準が合理的な医学的知見に基づくものであり、業務の過重性は、合理的な医学的知見に照らして判断されるべきであることを説得力を持って論証することが重要である。

このため、認定基準が依拠する専門検討会報告書の医学的知見が合理的であることを改めて主張するとともに、同報告書の医学的知見に照らして、業務の過重性が認められないことについての立証を尽くすこと。

イ　また、業務の過重性の判断については、認定基準も、労働時間のみならず、勤務形態、作業環境等の負荷要因を十分に検討すべきことを定めていることから、不規則な勤務又は交替制勤務で作業環境についても負荷要因として判断しなければならない業務等については、事案ごとに負荷要因を適切かつ十分に考慮し、業務の過重性が認められないことについての主張・立証を尽くすこと。

3　精神障害等事案に係る主張・立証について

前記1の（3）の判決の動向等を踏まえ、今後の精神障害等事案の主張・立証に当たっては、特に次の事項に留意すること。

（1）「ストレス－脆弱性」理論が合理的であること

「ストレス－脆弱性」理論の合理性については、最近の判決において、敗訴判決も含め、一定して認められているものの、判決の結論からみると、真に裁判官に理

解されているとはいえない状況にある。

いうまでもなく、精神障害等事案については、「ストレス－脆弱性」理論の合理性を強調する効果的な主張・立証の方法は欠かせないものであり、専門検討会報告書が依拠するこの医学的知見の合理性について裁判官に正しく理解されるためには、この医学的知見が学会等で広く認められており、高度に信頼性を有するものであることを、より具体的な証拠をもって主張・立証することが極めて重要である。

このため、「ストレス－脆弱性」理論の合理性に係る主張に当たっては、東京高裁平成１６年９月３０日判決及びその一審の東京地裁平成１５年２月１２日判決（いわゆるローレルバンク事件、平成１９年１０月１０日最高裁確定）が、国側の主張を受け入れ、正当に判示しているので、当該判示を引用するとともに、医学文献（大熊輝雄（編）現代臨床精神医学．改訂第９版，金原出版ほか）、他の訴訟において提出した医学意見書はもとより、日本産業精神保健学会「精神疾患と業務関連性に関する検討委員会」が公表した「過労自殺を巡る精神医学上の問題に係る見解」を証拠として提出し、分かりやすい丁寧な主張・立証を行うこと。

（２）被災者の業務内容に過重性が認められないこと

前記１の（３）の事案分析のとおり、勝訴事案については、いずれも業務の過重性が否定されていることを踏まえると、業務の過重性の有無が「ストレス－脆弱性」理論に基づく業務起因性の判断を左右するものと考えられることから、被災者の業務に過重性が認められないことを明らかにすることが極めて重要である。

このため、原告が主張するところの被災者に心理的負荷をもたらしたとする業務上の出来事に係る事実関係について主張・立証することは当然であるが、その前提として、被災者が従事していた業務が質的かつ量的にみて、同種労働者と比較しても過重ではなく、業務に内在する危険はなかったことの主張・立証を行うこと。

具体的には、提訴段階において、保有しているすべての関係証拠の内容を十分に把握・精査し、さらに必要に応じ補充調査等を行った上で、被災者が従事していた業務の内容、就労状況等の詳細、同種労働者の就労状況等について事実関係を明らかにし、被災者の能力と被災者が従事していた業務の困難度、同種労働者との比較等からして、被災者の業務は通常業務の範ちゅうであり何ら過重性は認められないことについての主張・立証を尽くすこと。

（３）被災者には精神障害を発病しやすい個体側要因（素因）が強く認められること

裁判官が「ストレス－脆弱性」理論を正しく理解していないと懸念される大きな要因として、被災者の脆弱性を示す証拠が存在しないということが考えられる。

しかしながら、被災者に発病した精神障害については、被災者の業務が過重でなく、客観的な心理的負荷も強度といえないのであれば、被災者の個体側要因（素因）

としての反応性・脆弱性の強さによるものとすることが今日の精神医学的知見に照らして合理的であるから、被災者には元来その個体側要因（素因）であるうつ病等に親和的な性格等が明らかに認められ、医学的にみて被災者の精神障害の発病は当人の病前の性格が大きく関係していると裁判官が心証を形成するように主張・立証すること。

具体的には、職場の関係者、家族、友人等からの聴取等により、被災者が職場及び職場外の、いつ、どのような場面で、どのようなストレス（出来事）に、どのように反応したかを取りまとめ、これらの事実を基に、被災者の病前の性格を明らかにするとともに、医学意見書をもって被災者の病前の性格が精神障害疾患にどう影響したかを分かりやすく説明・立証すること。

（4）「心理的負荷評価表」の「具体的出来事」への当てはめが合理的であること

敗訴判決の中には、一つの出来事を複数の出来事と評価して心理的負荷を判断している例がみられるなど、判断指針における「具体的出来事」の内容・評価の方法について必ずしも十分な理解が得られていないものが認められる。

このため、被災者の心理的負荷の「具体的出来事」への当てはめ・評価については、裁判官に対し、専門検討会報告書の医学的知見等に基づき、「心理的負荷評価表」に該当する「具体的出来事」はどのようなことを想定しているのか、その心理的負荷の評価はどのように行われるのかを明らかにした上で、それが合理的であることについて分かりやすく説明・立証すること。

4　訴訟追行に当たっての留意事項

訴訟の追行に当たっては、認定基準及び判断指針が依拠する専門検討会報告書の医学的知見について十分に理解し、また、これらの医学的知見に基づく認定基準及び判断指針の考え方を把握・整理した上で対応することはもちろんのこと、特に次の事項に留意すること。

（1）労災補償課長の訴訟指揮

訴訟事務は、労働基準監督署長（以下「原処分庁」という。）が不支給とした処分について、当該処分が適法であったことを裁判の場において明らかにするために行うものである。労災補償課長は、労災補償行政における訴訟事務の位置付け及び自らが果たすべき役割を十分に認識した上で、第一線を指揮する責任者として、訴訟追行においても自ら積極的に指揮すること。

（2）訴訟追行体制等についての配意・指示等

提訴時における再調査の実施、その後の訴訟追行に当たっては、労災補償課と労働基準監督署との役割分担を明示するとともに、新規提訴事件が増加し、担当訟務

官又は監察官への過度の負担を軽減する必要がある局等にあっては、訴訟を追行する体制の整備に十分配意すること。

（３）提訴時における対応

ア　関係証拠の内容把握・精査及び応訴方針の作成

提訴事件については、原処分庁等国側が収集したすべての関係証拠の内容を十分に把握・精査した上で、訴訟追行に係る問題点を洗い出し、問題点への対応策、主張・立証の方向性等を盛り込んだ具体的な応訴方針を作成すること。

なお、これにより作成した応訴方針については、平成１７年３月３０日付け事務連絡「労災保険に係る訴訟に関する応訴方針等について」に基づき、当室と協議することとしているので、協議資料の作成等事前の準備を十分に行った上で協議に臨むこと。

イ　応訴方針に基づく再調査の実施

上記アにより作成した応訴方針に基づき的確な主張・立証を行うためには、すべての関係証拠を精査した結果を踏まえ、再調査を実施することが極めて重要であることから、再調査すべき事項、実施スケジュール、実施者及び役割分担等を明確にした実施計画を作成し、的確に再調査を実施すること。

ウ　訴訟段階における証拠の収集

提訴時において原処分庁等が収集した関係証拠を把握・精査した上で、訴外会社と接触することなどにより、新たな証拠の収集に努めること。特に、労災行政事件訴訟以外の訴外会社に対する損害賠償請求等の民事訴訟の有無を確認し、民事訴訟が確認された場合には、直ちに、裁判所に対し送付嘱託を行い、記録一式を入手すること。

エ　医学意見書の作成を依頼する医師（専門医）の開拓・確保、及び分かりやすい医学意見書の作成等

（ア）疾病の機序、業務と疾病発症との関係、業務以外の要因と疾病との関係等医学的な事項について、分かりやすく丁寧な主張・立証を行うためには、医学意見書の作成を依頼する医師の確保が極めて重要であることを改めて認識し、日ごろから労災医員、労災協力医のみならず、大学病院の医師等、各対象疾患に対応した専門医の開拓・確保に取り組むこと。そのため、大学、医師会、産業保健推進センター等から情報を入手し、対象疾患ごとに専門医のリストを作成すること。

また、該当事件に係る医学意見書の作成を依頼した医師については、その後も情報提供を行うなど、行政との関係を絶やすことのないよう努めること。

（イ）医学意見書の作成を依頼するに当たっては、当該事件に係る対象疾患に対応した専門分野を十分に確認した上で、当該専門分野における医師を選定するこ

と。また、複雑・難解な医学的説明については、裁判官の理解を十分に得るために、できるだけ分かりやすい意見書となるよう、作成を依頼すること。

オ　労災法務専門員及び労災医員の活用

(ア) 提訴段階での応訴方針の策定等における活用

提訴段階から、労災法務専門員（以下「法務専門員」という。）及び労災医員に対して、訴状、決定書及び裁決書等の関係資料により、当該事件の内容・問題点等について説明・相談を行い、応訴方針や再調査の実施計画の策定等に当たって助言を得ること。

(イ) 準備書面の作成等における活用

法務専門員は訴訟の専門家であることから、準備書面を作成する前の相談はもとより、作成した準備書面の内容等についても助言を得ること。また、準備書面の医学的説明に係る記述内容等については、労災医員から助言を得ること。

(ウ) 医学意見書の作成における労災医員の活用

労災医員に医学意見書の作成を依頼することはもとより、労災医員の紹介等により新たな専門医を確保するなど、医学意見書の作成に当たって労災医員を十分に活用すること。

(エ) 敗訴判決の検討における活用

敗訴判決を受けた場合における判決内容の検討に当たっては、法務専門員及び労災医員の意見を十分に聴取すること。また、控訴する場合には、控訴理由書の作成、新たな医学意見書の作成等について十分な協力を得ること。

カ　法務局との連携

行政事件は、法務局の指揮に基づき、具体的に訴訟を追行するものであることから、提訴された場合には、早い段階から法務当局と連携を密にし、問題意識の共有を図る必要がある。

(ア) 提訴段階における法務局部付検事及び選任弁護士に対する説明

法務局部付検事及び選任弁護士に対しては、提訴事件における応訴方針等について当室と協議した後、直ちに訴訟追行に係る問題点、問題点への対応策、主張・立証の方向性等について十分に説明するとともに、行政庁が判断の根拠としている関係法令、認定基準等の関係通達及び医学的知見である専門検討会報告書の内容等について、関係資料等をもって説明し、十分な理解を求めること。

(イ) 関係資料等情報の提供

法務局部付検事及び選任弁護士に対しては、脳・心臓疾患の認定基準、精神障害等の判断指針における専門検討会報告書はもとより、訟務資料、医学的主張・医学文献集等の関係資料について手交し、説明するなど、十分な情報の提供に努めること。

（ウ）勉強会等の実施

特に当該事件の対象疾患に係る発症機序、基礎疾患、危険因子等医学的事項については、十分に理解を深めることが極めて重要である。よって、医学意見書を依頼している医師等医学専門家からレクチャーを受ける場を設けるなど、必要に応じて勉強会等を実施すること。

キ　監督担当部署等との連携

提訴段階において、原処分庁の事実認定、特に労働時間に関し精査を必要とする事案、あるいは労働者性を争点としている事案等については、監督担当部署から過去の監督歴の情報、労働者性の考え方、解釈等の見解を得るなど、訴訟追行において監督担当部署と十分な連携を図ること。また、医学意見書の確保、医学文献の入手等に当たっては、安全衛生担当部署が有する大学、あるいは医療機関、関係団体等の情報等を十分に活用すること。

ク　判決対応

（ア）判決前の対応

敗訴の可能性を否定し得ない事案については、判決予定日が確定した段階から、改めて当該事件に係るすべての関係証拠を検証し、想定される判決の事実認定、評価等を整理した上で、控訴の可能性について十分に検討しておくこと。

検討の結果、控訴の可能性があると判断される場合には、控訴審における主張・立証の方向性、新たな供述、医学意見の確保等控訴審に向けた具体的な準備事項等についてあらかじめまとめておくこと。

（イ）判決時及び判決確定時の対応

当該事件の影響度、報道機関の関心度に応じ、労災補償課長は、労災補償課内はもとより、労働基準部内における報道機関からの取材対応に係る態勢について事前に準備を整えるとともに、取材時において、担当職員を指揮し、適切に対応すること。

なお、判決確定後労災保険給付の支給決定を行う場合にあっては、給付基礎日額を算定するため、必要に応じ事前に監督担当部署とも協議し、迅速に支給手続に移行できるよう準備を整えておくこと。

事　務　連　絡
平成１７年3月３０日

都道府県労働局労災補償課長　殿

厚生労働省労働基準局労災補償部補償課
労災保険審理室長

労災保険に係る訴訟に関する応訴方針等について

特定の事件について、その訴訟追行に係る問題点及び立証方針等を取りまとめた上、当室あて報告することについては、平成１０年１２月２１日付け事務連絡「補５０３「労災保険に係る訴訟に関する報告」に係る留意事項について」により対応していただいているところであるが、行政事件訴訟法の改正により原告の主張に対する反論を早期、かつ的確に行うこと等がこれまで以上に重要であることから、今般、同事務連絡を廃止し、下記のとおりとするので、留意の上対応されたい。

記

１．平成１７年４月１日以降に新規提訴された全ての事件について、事件係属通知後直ちに関係資料を収集し、事件の概要、訴訟追行に係る問題点、主張・立証方針等の応訴方針について、当室と協議すること。
２　全ての係属事件の期日における裁判の状況を当日中に当室に報告又は説明すること。
３　事件の経過等については、上記１及び２に係わらず、従来どおり補５０３により報告すること。